

事業年報

令和2年度



厚生労働省 四国厚生支局

は じ め に

四国厚生支局は、社会保障政策を推進する厚生労働省のブロック行政機関の一つとして、香川本局と徳島、愛媛、高知をそれぞれ管轄する三つの地方事務所を設置し、医療、健康福祉、地域包括ケア、年金、麻薬取締など広範な行政サービスを展開しております。

本書は、令和2年度に当支局が実施した業務実績や関係資料を取りまとめたものです。四国厚生支局の業務への理解を深めていただくための一助になれば幸いです。なお、令和2年度の事業実施においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部で業務の見直しが行われております。

今日、我が国においては、少子高齢化の急速な進展、雇用基盤の変化、家族の在り方の変容など社会の構造が大きく変化しており、医療、介護、福祉、年金などの社会保障制度は、多くの課題に直面しております。

このため、厚生労働省では2040年を展望し、全ての世代が安心できる社会保障制度の構築に向け、制度見直しに向けた取り組みが進められております。

四国厚生支局は、今後とも国民の健康と生活の質の向上のために、厚生労働省の政策実施機関としての役割を全うすべく、常に「国民目線」に立って、行政サービスの向上、業務の改善・効率化などに積極的に取り組んでまいります。

引き続き、厚生行政に対するご理解とご支援をお願いいたします。

令和3年7月

目 次

第 1 章 四国厚生支局の概要

1	基本理念・行動指針	3
2	組織	4
3	主な業務	5
4	沿革	9
5	所在地	11

第 2 章 業務の概要及び実績

1	総務課	15
2	企画調整課	16
3	年金管理課	19
4	年金審査課	30
5	健康福祉課	31
6	地域包括ケア推進課	38
7	保険年金課	46
8	管理課	48
9	医療課	49
10	調査課	50
11	指導監査課及び各県事務所	51
12	社会保険審査官室	56
13	麻薬取締部	57

第 3 章 資料編

1	四国 4 県の概要	65
2	各業務の実績推移	69
3	管内の主な関係法人・団体	91

第1章 四国厚生支局の概要

1 基本理念・行動指針

平成22年4月策定
平成25年4月改定

基本理念

四国厚生支局は、国民一人一人が、健康で安心して充実した生活を送ることができるよう、四国地方における実情を踏まえつつ、国の社会保障政策を着実に推進することを通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与することをその使命としています。

行動指針

I 国民目線に立った行政運営

国の社会保障政策の効果が最大限発揮されるよう、広い視野、地域の視点、国民の目線を重視して、所掌事務を適正かつ迅速に遂行します。

II 公平公正な制度運営

常に高い倫理観と強い責任感を持ち、法令を遵守し、公平公正に制度を運営します。

III 広報広聴の推進

国民に対し分かりやすい情報提供を行うとともに、広く情報を収集・分析し、必要な業務の改善に繋げ、国民との信頼関係の構築を目指します。

IV 業務改善・効率化

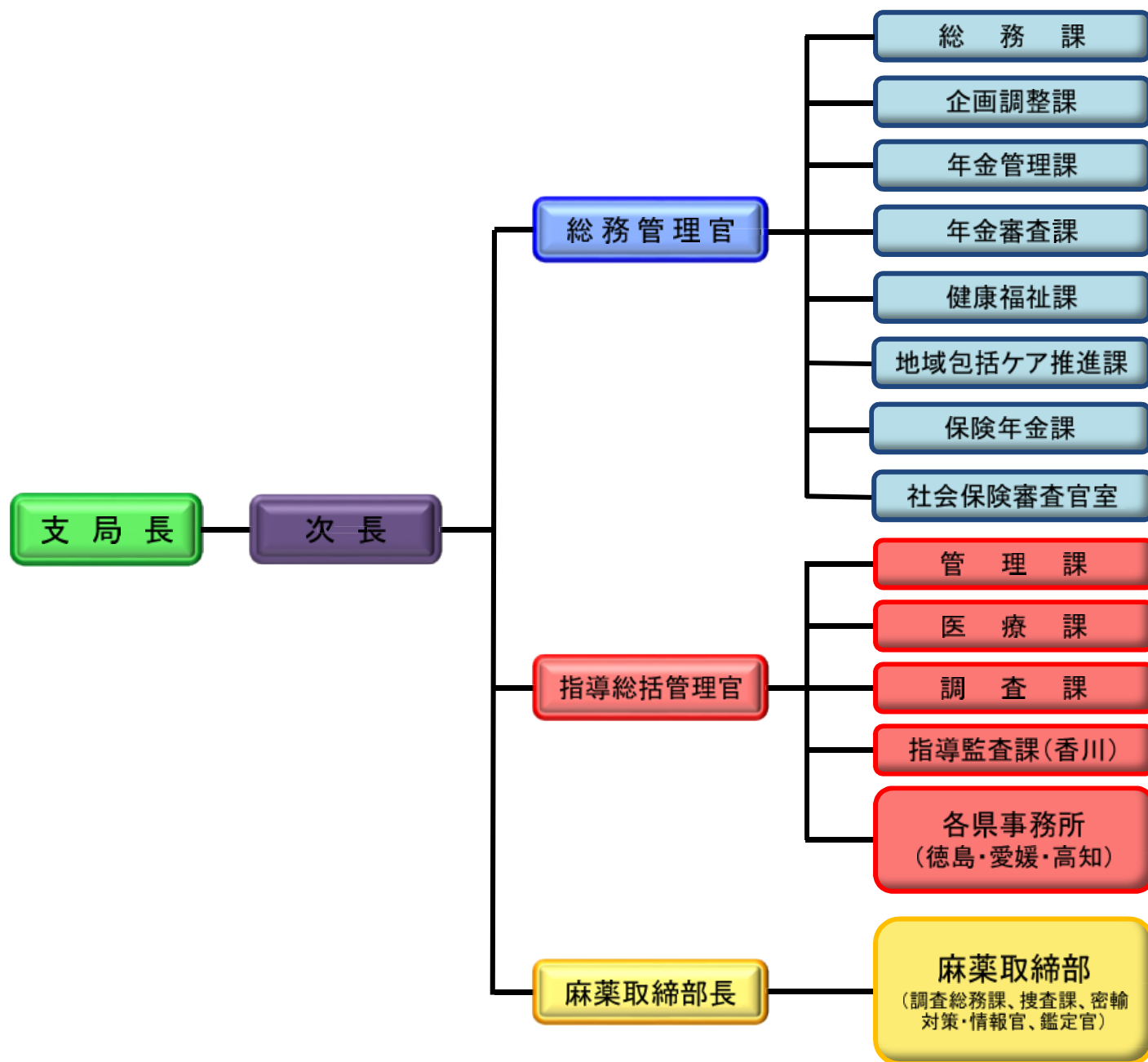
職員一人一人がたゆまぬ意識改革を行い、業務の改善と効率化に向けて取り組みます。

V 明るい職場づくりを通じた行政サービスの一層の向上

職員相互に尊重・協力し合う明るい職場づくりを進め、行政サービスの一層の向上を図ります。

2 組 織

令和3年4月1日現在



【各部門の整理】

※この章以降で各部門にまとめている整理は以下のとおりです。

- 年金・健康福祉部門……総務課、企画調整課、年金管理課、年金審査課、健康福祉課、地域包括ケア推進課、保険年金課、社会保険審査官室
- 医療指導部門……管理課、医療課、調査課、指導監査課(香川)、各県事務所(徳島・愛媛・高知)
- 麻薬取締部門……麻薬取締部

3 主な業務

〔総務課〕

- 支局の総務、会計等
- 支局職員の人事、給与、研修、福利厚生等
- 支局が保有する行政文書の情報公開等
- 支局所管の国有財産の管理

〔企画調整課〕

- 支局の所掌事務に関する総合的な企画・立案及び調整
- 四国地方社会保険医療協議会の運営

〔年金管理課〕

- 日本年金機構が行う各種業務の認可等
 - ・ 収納職員及び徴収職員
 - ・ 滞納処分等
 - ・ 立入検査等
 - ・ 受給権者及び被保険者調査
- 厚生年金保険料等の納付猶予の許可
- 日本年金機構が行う保険料等の収納確認
- 国民年金事務費交付金等の審査
- 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の審査
- 日雇特例被保険者の適用等に関する交付金の審査及び指定
- 社会保険労務士会からの各種報告の受理
- 年金委員の委嘱・解嘱等及び大臣表彰
- 学生納付特例事務法人の指定及び監督
- 保険料納付確認団体の指定及び監督

〔年金審査課〕

- 厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する記録の訂正の請求に関する事務並びにこれに関する調査事務
- 中国四国地方年金記録訂正審議会四国担当部会の運営

〔健康福祉課〕

- 福祉、保健衛生関係の補助金の執行
- 各種養成施設等の指定及び監督
- 民生委員等の委嘱事務
- 医療安全の普及・啓発
- 生活保護法の施行事務に関する監査
- 医療観察法に基づく対象者の移送業務
- 地域医療構想の達成に向けた取組の推進
- 災害時における医療の確保の支援
- 医師少数区域等で一定期間を勤務した医師の認定

〔地域包括ケア推進課〕

- 地域包括ケアシステムの構築の支援に関する企画、立案、総合調整
- 地域包括ケアシステムの構築の支援及び普及・啓発
- 介護保険法に基づく地域支援事業の把握、助言、支援
- 認知症施策推進大綱の普及・啓発及び各種事業の把握、助言
- 地域支援事業交付金や地域医療介護総合確保基金の執行等
- 介護保険事業（支援）計画に関する課題把握、助言、支援

〔保険年金課〕

- 健康保険組合の行う業務についての認可、指導監督等
- 全国健康保険協会支部の行う業務についての認可等
- 確定給付企業年金、確定拠出年金（企業型年金に限る。）の認可、承認及び指導監督等

〔管理課〕

- 指導監査課や各県事務所等が行う業務の進捗管理等
- 国民健康保険の保険者に対する技術的助言、国民健康保険団体連合会が行う業務に対する指導監督
- 後期高齢者医療広域連合が行う業務や市長村が行う後期高齢者医療制度に関する事務に対する技術的助言
- 社会保険診療報酬支払基金支部の行う業務の監督

〔医療課〕

- 特定機能病院の立入検査（人員、構造設備、医療安全等）
- 指導監査課や各県事務所等が行う業務の指導監督
- 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問事業者、その他医療保険事業の療養担当者に対する監督

〔調査課〕

- 保険医療機関等管理システムの運用及び情報管理
- 保険医療機関等の情報公開に関すること
- 医療指導部門の訴訟に係る事務の調整

〔指導監査課（香川県）〕

〔各県事務所（徳島県、愛媛県、高知県）〕

- 所在県内の健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業、後期高齢者医療制度の療養に関する指導監督
- 所在県内の保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者、その他医療保険事業の療養担当者に対する指導監督、施設基準等の申請、届出に関する事務
- 所在県内の柔道整復師の施術療養費の受領委任に関する登録及び承諾等に関する事務
- 所在県内のはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術療養費の受領委任の申出等に関する事務
- 所在県に設置される四国地方社会保険医療協議会の部会の運営

【社会保険審査官室】

- 日本年金機構理事長が行った年金や健康保険の被保険者資格及び標準報酬の処分決定に対する審査請求の対応
- 日本年金機構理事長が行った国民年金保険料及び国民年金法の規定による徴収金の処分決定に対する審査請求の対応
- 厚生労働大臣が行った年金の給付の処分決定に対する審査請求の対応
- 全国健康保険協会各支部長が行った健康保険の給付の処分決定に対する審査請求の対応
- 健康保険組合や厚生年金基金、国民年金基金などが行った処分決定に対する審査請求の対応

【麻薬取締部】

- 薬物犯罪の捜査及び鑑定
- 医療麻薬等の監督、指導
- 啓発活動・再乱用防止活動

4 沿 革

支局の発足

平成13年1月

中央省庁等改革基本法により、国の行政組織のスリム化、効率化を図ることとされたことから、厚生省と労働省が統合し、厚生労働省が設置されるとともに、併せて地方支分部局についても、従来から設置されていた地方医務（支）局と地区麻薬取締官事務所をブロック単位で統合して、全国に8カ所の地方厚生（支）局が設置されました。

新しく発足した四国厚生支局の分掌する事務については、従来の四国地方医務支局及び四国地区麻薬取締官事務所の所掌事務に加え、社会保険に関する指導監督の業務等も新たに所掌に加わることとなりました。

また、組織については、麻薬取締部、総務課、社会保険課、経営指導課、企画調整課、職員課の1部5課体制となり、大幅な組織改正が図られました。

〔本省から移管された事務〕

- ・ 医師等の国家試験に関する業務
- ・ 国保の保険者・国保連合会の監督
- ・ 健康保険組合、厚生年金基金、国民年金基金等の監督

〔旧地方医務局、旧地区麻薬取締官事務所の事務〕

- ・ 国立病院及び国立療養所に関する事務
- ・ 麻薬等の取締に関する事務

平成16年4月

旧地方医務（支）局が所管していた国立病院等に関する事務が「独立行政法人国立病院機構」に引き継がれた結果、経営指導課、職員課、企画調整課が廃止されました。

また、新たに保健衛生、福祉関係補助金等の執行を行う保健福祉課が新設され、翌17年には同課に養成施設の指導監督等の業務も新たに移管されました。

平成20年10月

社会保険庁改革に伴い、これまで社会保険事務局において実施されてきた保険医療機関・保険薬局に対する指導監査等の事務が移管され、医療法・健康保険法を含む総合的な医療行政を推進等することとなり、組織を再編し、管理課・医療指導課・指導監査課及び各所在県内において、保険医療機関等に対する指導監査等を実施する各県事務所（香川県を除く）が設置されました。

また、四国厚生支局の総合企画調整等を担当する企画調整課の新設のほか、保健福祉課から健康福祉課及び社会保険課から保険年金課への名称変更がされました。

平成22年1月

社会保険事務局において実施されてきた年金関係業務等の移管といった組織再編がされ、年金管理課、社会保険審査官の設置のほか、医療指導課から医療課へ名称変更がされました。

平成26年4月

保険医療機関等管理システムの運用や情報管理、保険医療機関等に関連する情報公開・訴訟事務等を担当する調査課が設置されました。

平成27年4月

総務省の年金記録確認第三者委員会が行っていた年金記録の訂正について、法改正により厚生労働省の業務となったことに伴い、厚生年金保険及び国民年金の被保険者等から提出された年金記録の訂正請求に関する事務等を担当する年金審査課が設置されました。

平成28年4月

今後の高齢化社会に向け、全国の市町村で地域包括ケアシステムを構築することが喫緊の課題となっている中で、都道府県の市町村支援業務の円滑な実施に資することを目的に地域包括ケア推進課が設置され、現在の体制となりました。

5 所在地

高松サンプォート合同庁舎

〒760-0019 香川県高松市サンプォート3番33号
高松サンプォート合同庁舎4階
【交通機関】JR高松駅 徒歩3分

所属部署	電話番号	FAX番号
総務課・企画調整課	087-851-9565	087-822-6299
管理課・調査課	087-851-9501	087-822-6303
医療課	087-851-9502	087-822-6303
指導監査課	087-851-9593	087-823-8159
麻薬取締部 (薬物相談電話)	087-811-8910 (087-823-8800)	087-823-8810

高松シンボルタワー

〒760-0019 香川県高松市サンプォート2番1号
高松シンボルタワー 9・10階
【交通機関】JR高松駅 徒歩3分

所属部署	電話番号	FAX番号	
健康福祉課	087-851-9566	087-851-9577	9階
地域包括ケア推進課	087-851-9578	087-851-9577	9階
保険年金課	087-851-9562	087-851-9577	9階
年金管理課	087-851-9510	087-851-9512	10階
年金審査課	087-851-9571	087-851-9508	10階
社会保険審査官室	087-851-9564	087-851-9508	10階

徳島事務所

〒770-0941
徳島県徳島市万代町3丁目5番地
徳島第2地方合同庁舎4階
【交通機関】JR牟岐線阿波富田駅 徒歩10分

電話番号
088-602-1386
FAX番号
088-602-1672

愛媛事務所

〒790-0066
愛媛県松山市宮田町188番地6
松山地方合同庁舎1階
【交通機関】JR松山駅 徒歩8分
伊予鉄道古町駅 徒歩8分、宮田町駅 徒歩3分

電話番号
089-986-3156
FAX番号
089-986-3162

高知事務所

〒780-0870
高知県高知市本町1-1-3
朝日生命高知本町ビル9階
【交通機関】JR高知駅 徒歩15分
土佐電鉄堀詰駅 徒歩1分

電話番号
088-826-3116
FAX番号
088-826-3112

第2章 業務の概要及び実績

1 総務課

○ 行政文書の開示

①業務概要

行政機関等が保有する文書については、情報公開法に基づいて開示請求することができます。

行政文書の開示請求が申請された場合には、行政文書を保有する担当部署と協力し、行政文書の写しの交付を行っています。なお、個人に関する情報などの不開示情報が記録されている場合は不開示となります。

②業務実績

令和2年度における開示請求の件数は、次のとおりです。

部門	件数
年金・健康福祉部門	2
医療指導部門	56
麻薬取締部門	0
合計	58

2 企画調整課

(1) 四国厚生支局の総合的な企画及び立案

①業務概要

企画調整課は、四国厚生支局の総合的な企画及び立案に関する業務を所掌し、関係機関との連絡調整や支局内の調整・取りまとめを行っています。

主な業務として、支局組織目標の策定、業務計画の取りまとめ、広報の推進、組織的な業務改善に向けた取組み、職員研修の企画などを行っています。

②業務実績

令和2年度における業務実績は、次のとおりです。

【広報関係】

内容	実績
パンフレット	・四国厚生支局業務紹介パンフレットの作成 ・新規採用案内パンフレットの作成
YouTube「四国厚生支局公式チャンネル」	・「令和2年度 認知症セミナー」について動画掲載
合同庁舎屋外電光掲示板	・「学生納付特例制度」「世界アルツハイマー月間」等外22件の広報内容について電光掲示板へ表示

【職員研修状況】

開催月	研修名
令和2年11月	クレーム対応研修
令和3年2月	認知症サポーター養成講座 個人情報保護研修 訴訟事務基礎研修

(2) 四国地方社会保険医療協議会総会の運営

①業務概要

社会保険医療協議会法に基づき、四国厚生支局に「四国地方社会保険医療協議会」が設置されています。協議会は、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消、保険医及び保険薬剤師の登録の取消等について、厚生労働大臣（四国厚生支局長へ委任）の諮問に応じて審議・答申するほか、自ら建議することができます。

協議会は「総会」と各県を担当する4つの「部会」で構成されています。企画調整課においては「総会」の庶務を担当しており、四国地方社会保険医療協議会会長及び各委員への日程調整、各委員への総会開催前後での事務手続き等のほか、毎年10月の任期満了（任期2年、毎年委員の半数が改選）に伴う委員改選の調整及び申請手続き等を行っています。なお、部会の

庶務は指導監査課及び各県事務所が担当しています。

◆四国地方社会保険医療協議会の概要

〔総会〕

- ・委員定数：20名
- ・委員構成：支払側委員7名（保険者、被保険者、事業主を代表する委員）
診療側委員7名（医師、歯科医師、薬剤師を代表する委員）
公益委員6名（公益を代表する委員）
- ・審議内容：保険医療機関及び保険薬局の指定の取消並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消等

〔部会〕

- ・委員定数：8名
- ・委員構成：支払側委員3名（保険者、被保険者、事業主を代表する委員）
診療側委員3名（医師、歯科医師、薬剤師を代表する委員）
公益委員2名（公益を代表する委員）
- ・審議内容：保険医療機関及び保険薬局の指定（総会の事務事項を除く）

②業務実績

令和2年度における総会の開催状況は、次のとおりです。

開 催	審 議 内 容
第1回 (10月9日)	・会長選出にかかる選挙及び改選委員の各県部会所属について

(3) 「国民の皆様の声」への対応

①業務概要

「国民の皆様の声」は、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなることから、国民の皆様からの行政に関するご意見・ご要望等を受け付けています。

四国厚生支局の各課や各県事務所に寄せられた「国民の皆様の声」については、取りまとめ、支局内で情報共有するとともに随時、厚生労働本省へ報告しています。

なお、寄せられた「国民の皆様の声」については厚生労働省ホームページで公表しています。

②業務実績

令和2年度に寄せられた「国民の皆様の声」は、次のとおりです。

厚生労働本省への報告	件数
大臣官房地方課	0
医 政 局	0
社 会 ・ 援 護 局	0
保 険 局	1
年 金 局	0
合 計	1

(4) 四国南海トラフ地震対策戦略会議への参画

①業務概要

四国管内では、東南海・南海地震への対策が急務となり、防災関係機関の情報共有及び施策の連携・調整を図ることを目的に「四国東南海・南海対策連絡調整会議」が設置されました。また、東日本大震災を踏まえ、四国地方における巨大地震に対する防災基本戦略の策定を目的として連絡調整会議に学識経験者等を加えた「四国東南海・南海地震対策戦略会議」も設置され、上記2会議は「四国南海トラフ地震対策戦略会議」に改組されました。四国厚生支局では、四国南海トラフ地震戦略会議に参画し地震防災対策の充実に向けて取り組んでいます。

②業務実績

「四国南海トラフ地震対策戦略会議」では、「四国地震防災基本戦略」が策定されています。

四国厚生支局では、「根幹的な応急対応に関する項目」のうち、「救援・救護（DMATの広域派遣計画・広域医療搬送計画）」に関する対応すべき課題に対し、関係機関として参画し、四国南海トラフ地震への対策に向け取り組んでいます。

令和2年度においては、8月に香川県で会議が開催されました。

3 年金管理課

◆年金制度に関する管理・運営

公的年金制度は、厚生労働大臣が財政責任・管理運営責任を負いつつ、一連の業務運営は日本年金機構（以下「機構」という。）が実施しています。

機構では、厚生労働大臣の直接的な監督の下、公的年金の適用や保険料の徴収、年金に関する相談や年金の決定を行っていますが、年金に関する事務に関して、行政が行う必要があるとされた次の業務について、四国厚生支局が実施しています。

（１）機構の収納職員及び徴収職員の認可

①業務概要

事業主の方が納める厚生年金保険等の保険料や自営業の方などが納める国民年金保険料（以下「保険料」という。）の収納事務については「収納職員」が、また、その保険料が納付されない場合の滞納処分については「徴収職員」が行っています。

収納職員及び徴収職員は機構理事長が任命しますが、その任命に当たっては、あらかじめ厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要となっています。

四国厚生支局では、機構本部から各年金事務所等に配置する収納職員及び徴収職員について認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

②業務実績

令和2年度における収納職員等の認可実績は、次のとおりです。

認可内容	認可人数
収納職員	31
徴収職員	27

（２）機構が行う滞納処分等の認可及び確認

①業務概要

機構が保険料等を滞納している厚生年金保険等の適用事業所や国民年金の被保険者に対し滞納処分や財産調査を行う場合は、あらかじめ厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要となっています。

四国厚生支局では、機構本部（通常分）及び各年金事務所（緊急分及び随時分）から認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

※「通常分」とは毎月一定の時期を定めて行われ機構本部から一括して認可申請されるもの、「緊急分」とは事業の廃止や破産等で急を要するため機構四国地域部を経由して各年金事務所から個別に認可申請されるもの、「随時分」とは会計検査院から指摘された徴収不足保険料等で各年金事務所から個別に認可申請されるものをいう。

②業務実績

令和2年度における滞納処分等の認可実績は、次のとおりです。

認可内容	認可件数
滞納処分等（通常分）	24,516
滞納処分等（緊急分）	97
滞納処分等（随時分）	10
計	24,623

③実施結果

機構が実施した滞納処分等については、機構本部で月単位として取りまとめ、翌月末までに四国厚生支局に対し実施結果の報告があり、四国厚生支局では、適正に滞納処分等が執行されているかの確認を行っています。

令和2年度における確認結果は、次のとおりです。

区分		報告件数
実施結果	突 合	1,413
	不突合	0
	計	1,413
差押等の 執行状況	完 納	73
	分 割 納 付	465
	処分続行中	875
	計	1,413

※「突合」は認可書交付後に年金事務所が滞納処分等を行っている場合、「不突合」は認可書交付前に年金事務所が滞納処分等を行っている場合の件数。

（３）機構が行う立入検査等の認可及び確認

①業務概要

機構が行う厚生年金保険等の未適用事業所への加入指導・立入検査又は適用事業所への事業所調査（以下「立入検査等」という。）については、あらかじめ厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要となっています。

四国厚生支局では、機構四国地域部から各年金事務所分を取りまとめた認可申請（通常分及び緊急分）があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

※「通常分」とは毎月一定の時期を定めて行われ機構四国地域部から一括して認可申請されるもの、「緊急分」とは従業員等からの情報提供等により年金事務所において速やかに調査等を行う必要がある場合、機構四国地域部を経由して認可申請されるものをいう。

②業務実績

令和2年度における立入検査等の認可実績は、次のとおりです。

認可内容	認可件数
立入検査等（通常分）	22,843
立入検査等（緊急分）	105
計	22,948

③実施結果

機構が実施した立入検査等については、機構四国地域部で認可後1年（認可有効期限）経過した時点の各年金事務所分を取りまとめ、認可有効期限が経過した日の属する月の翌月20日までに四国厚生支局に対し実施結果の報告があり、四国厚生支局では適正に事業所の調査が実施されているかの確認を行っています。

令和2年度における確認結果（令和元年度中の認可に関するもの）は、次のとおりです。

区分		報告件数
立入検査等認可件数		24,025
立入検査等 実施件数	指摘有の事業所	5,870
	指摘無の事業所	8,144
	行方不明の事業所	0
	計	14,014
未実施の事業所		10,011
計		24,025

（４）機構が行う受給権者及び被保険者調査の認可及び確認

①業務概要

機構が行う受給権者及び被保険者に関する調査（以下「受給権者等調査」という。）については、あらかじめ厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要となっています。

四国厚生支局では、機構四国地域部から各年金事務所分を取りまとめた認可申請（通常分及び緊急分）があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

※「通常分」とは毎月一定の時期を定めて行われ機構四国地域部から一括して認可申請されるもの、「緊急分」とは障害の状態を診断させる調査など年金事務所において速やかに調査等を行う必要がある場合、機構四国地域部を経由して認可申請されるものをいう。

②業務実績

令和2元年度における受給権者等調査の認可実績は、次のとおりです。

認可内容	認可件数
受給権者等調査（通常分）	1
受給権者等調査（緊急分）	0
計	1

③実施結果

機構で実施した受給権者等調査については、機構四国地域部で各年金事務所分を取りまとめ、毎年度終了後の4月末までに四国厚生支局に対し実施結果の報告があり、四国厚生支局では、適正に調査が実施されているかの確認を行っています。

令和2年度における確認結果は、次のとおりです。

区分	報告件数
受給権者等調査認可件数	1
受給権者等調査実施件数	1
受給権者等調査未実施件数	0
計	1

(5) 厚生年金保険料等の納付猶予の許可

①業務概要

厚生年金保険料等については、納付義務者が災害等により、その財産について相当な損失を受けた場合において、納付義務者がその納付すべき保険料等を一時的に納付することが困難と認められる場合等に、納付を猶予することが認められています。

四国厚生支局では、機構四国地域部から各年金事務所分を取りまとめた納付猶予の申請（通常分及び災害分）があった場合、当該申請の審査と許可を行っています。

※「通常分」とは「通常の納付猶予」及び「届出が遅延した場合の納付猶予」で、機構四国地域部より随時猶予申請されるもの、「災害分」とは「災害による納付の猶予」で、機構四国地域部より毎月一定の時期を定めて猶予申請されるものをいう。

②業務実績

令和2年度における厚生年金保険料等の納付猶予の許可実績は、次のとおりです。

許可内容	許可件数
納付猶予（通常分）	0
納付猶予（災害分）	0
計	0

(6) 機構が行う保険料等の収納確認

①業務概要

四国厚生支局（年金管理課並びに各県事務所の指定された官職の職員）では、厚生年金保険料等の領収済通知書の受領事務に関する歳入徴収官の代行機関として、受領事務を行う機構事務センター職員（国の非常勤職員として任用）から日々報告される「領収済通知書受付日計表」の内容を確認し、受領事務が適正に行われているかの確認を行っています。

また、原則年1回、機構事務センターを巡回し、領収済通知書の受領事務が適正に行われているかの確認を行っています。

②業務実績

日々報告される「領収済通知書受付日計表」の内容を確認するほか、年金管理課の指定された官職の職員が機構事務センターに赴き、領収済通知書の受領事務が適正に行われているかの確認を行っています。

(7) 国民年金事務費交付金等の審査

①業務概要

国民年金事業の円滑な実施を図るため、住民の一番身近な行政窓口である市町村へ国民年金事業の事務を一部委託しています。当該事務の実施に要する費用については、国は一定の基準に基づき、地方厚生（支）局が市町村からの申請を審査し、厚生労働省年金局から資金交付を行っています。

この国民年金事務費交付金等は、法律により市町村が法定受託事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付するものと、法律に定めがないが厚生労働省、機構及び市町村との協力連携のもと事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付するものの2つに区分しています。

四国厚生支局では、市町村から提出のあった交付申請書及び各種報告書の内容を審査し、厚生労働省年金局へ報告を行った後、厚生労働省年金局が資金交付を行っています。

◆ 法定受託事務とは・・・

国民年金法の規定により、市町村長によって実施される国民年金の事務（第1号被保険者の資格の得喪、種別変更等に関する届出受理の事務）

◆ 協力・連携事務とは・・・

法定受託事務と整理されなかった国民年金事務のうち、被保険者へのサービス向上を図る観点から、厚生労働省、機構及び市町村との協力連携のもとに実施される国民年金の事務（資格取得時における保険料の納付督促、口座振替、前納の促進のほか、市町村で実施している年金相談業務などの事務）

②業務実績

令和2年度における交付実績は、次のとおりです。

【法定受託事務に係る交付金】

（単位：千円）

県名	交付決定額	概算交付額	精算交付額
徳島県（市町村数24）	150,873	69,865	81,008
香川県（市町村数17）	145,956	78,740	67,216
愛媛県（市町村数20）	249,952	119,191	130,761
高知県（市町村数34）	141,381	77,211	64,170
計（市町村数95）	688,162	345,007	343,155

【協力・連携事務に係る交付金】

(単位：千円)

県名	交付決定額	概算交付額	精算交付額
徳島県 (市町村数24)	26,094	9,354	16,740
香川県 (市町村数17)	39,667	16,321	23,346
愛媛県 (市町村数20)	60,483	25,998	34,485
高知県 (市町村数34)	27,354	8,884	18,470
計 (市町村数95)	153,598	60,557	93,041

※「概算交付額」とは年度の交付実績及び年度当初の計画額の一定額を合わせ第1四半期から第3四半期までに資金交付した額、「精算交付額」とは年度末に国民年金事務費交付金等の交付額を決定し、その決定額からすでに資金交付した第1四半期から第3四半期までの概算交付額を差し引いた額を第4四半期に資金交付した額をいう。実績額は千円未満を切り捨てにより記載。

(8) 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の審査

①業務概要

年金生活者支援給付金事業の円滑な実施を図るため、国民年金事業と同様に、市町村へ年金生活者支援給付金事業の事務を一部委託しています。当該事務の実施に要する費用については、国は一定の基準に基づき、地方厚生（支）局が市町村からの申請を審査し、厚生労働省年金局から資金交付を行っています。

この年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金は、法律により市町村が法定受託事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付するものと、法律に定めはないが、厚生労働省、機構及び市町村との協力連携のもと事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付するものの2つに区分しています。

四国厚生支局では、市町村から提出のあった交付申請書及び各種報告書の内容を審査し、厚生労働省年金局へ報告を行った後、厚生労働省年金局が資金交付を行っています。

◆ 法定受託事務とは・・・

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の規定により、市町村長によって実施される年金生活者支援給付金の支給に関する事務（各種認定請求書の受理、機構への受給資格者の所得情報の提供）

◆ 協力・連携事務とは・・・

法定受託事務と整理されなかった年金生活者支援給付金の支給に関する事務のうち、受給者等に対するサービス向上を図る観点から、厚生労働省、機構及び市町村との協力連携のもとに実施される事務（制度周知、制度・手続に関する相談、機構との合意により行われる各種情報の提供等）

②業務実績

令和2年度における交付実績は、次のとおりです。

【交付決定額】

(単位：千円)

県名	交付決定額	法定受託事務	協力・連携事務	特別事情分
徳島県 (市町村数24)	4,113	2,711	445	957
香川県 (市町村数16)	2,506	1,368	260	878
愛媛県 (市町村数20)	6,562	3,269	785	2,508
高知県 (市町村数33)	4,444	2,568	302	1,574
計 (市町村数93)	17,625	9,916	1,792	5,917

※「特別事情分」とはシステム改修に要した経費に対して交付した額をいう。実績額は千円未満を切り捨てにより記載。

(9) 日雇特例被保険者の適用等に関する交付金の審査及び指定

①業務概要

日雇特例被保険者に係る保険者の事務のうち、厚生労働大臣が行うこととされている日雇特例被保険者手帳の交付等に関する事務は、法定受託事務として、厚生労働大臣が指定する市町村（以下「事務指定市町村」という。）が行い、その事務に必要な費用は、厚生労働省年金局から資金交付を行っています。

四国厚生支局では、四国厚生支局管内9事務指定市町村より提出された交付申請書及び各種報告書の内容を審査し、厚生労働省年金局へ報告を行った後、厚生労働省年金局が資金交付を行っています。

②業務実績

令和2年度における交付実績は、次のとおりです。

県名	指定市町村数	申請市町村数	交付	
			手帳交付等件数	金額（円）
徳島県	6	5	9	778
高知県	3	2	11	955
計	9	7	20	1,733

※香川県及び愛媛県には事務指定市町村はありません。

(10) 社会保険労務士会からの各種報告の受理

○業務概要

社会保険労務士法に関する業務のうち社会保険諸法令に関するものは、厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）が行うものとされ、四国厚生支局では、次の業務を行っています。

- ・社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する社会保険労務士会からの報告の受理
- ・社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会等からの通知の受理
- ・社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令
- ・社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査

- ・ 社会保険労務士会からの社会保険労務士等に対して注意勧告を行った場合の報告
- ・ 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に係る聴聞
- ・ 全国社会保険労務士会が実施している社会保険労務士試験への協力等

令和3年3月末現在における社会保険労務士会会員数及び法人数は、次のとおりです。

県名	会員数（人）					社労士 法人数
	開業	法人の社員	勤務	その他	計	
徳島県	129	12	19	26	186	7
香川県	201	17	54	18	290	9
愛媛県	258	30	46	28	362	22
高知県	112	9	46	20	187	5
計	700	68	165	92	1,025	43

（１１）年金委員の委嘱・解嘱等及び大臣表彰

①業務概要

年金委員は、年金事業の理解を高め、その円滑な運営を図ることを目的として機構が行っている公的年金制度の適用、給付、保険料その他の事項についての啓発、相談及び助言等の活動を行っています。

年金委員には、厚生年金保険の適用事業所の事業主が推薦し、委嘱される「職域型」の年金委員と、市町村等が推薦し、委嘱される「地域型」の年金委員に区別され、いずれも厚生労働大臣が委嘱を行っています。

四国厚生支局では、事業主や市町村等より推薦のあった年金委員候補者に対して、委嘱に関する審査、決定及び委嘱状の発行、年金委員証明書の発行等を行っています。

平成25年度より、多年にわたり政府管掌年金事業の推進・発展に貢献した者に対して、その功績を称え労苦に報いるとともに、併せて政府管掌年金事業の一層の推進に寄与することを趣旨として、年金委員功労者厚生労働大臣表彰を行っています。

（参考）

- 年金委員は、機構と協力連携の下、厚生年金保険の適用事業所の事業主、被保険者及び地域住民に対して次の職務を行います。
 - ・ 機構が取り組む年金記録問題への対応についての協力及び支援
 - ・ 機構が実施する年金制度等に関する説明会及び普及啓発活動への協力
 - ・ 機構が発出する各種通知やお知らせ等に関する説明及び相談
 - ・ 各種届出手続きについての相談及び助言並びに適切な届出の励行
 - ・ 前各号に掲げるものの他、政府管掌年金事業の推進に必要な活動
- 「職域型」の年金委員は、厚生年金保険の適用事業所に設置されており、設置数は常時300人未満の被保険者を使用する適用事業所については1名以上、常時300人以上の被保険者を使用する適用事業所については2名以上としています。なお、任期はありません。
- 「地域型」の年金委員は、市町村または各種団体から推薦があった者について委嘱を行っています。なお、任期は3年です。

②業務実績

令和3年3月末現在における年金委員数は、次のとおりです。

県名	年金事務所名	職域型	地域型	計
徳島県	徳島北	528	22	1,150
	徳島南	425		
	阿波半田	175		
香川県	高松西	787	78	2,527
	高松東	864		
	善通寺	798		
愛媛県	松山西	678	83	2,582
	松山東	435		
	新居浜	570		
	今 治	439		
	宇和島	377		
高知県	高知東	396	16	1,234
	高知西	401		
	南 国	222		
	幡 多	199		
計		7,294	199	7,493

令和2年度における年金委員功労者厚生労働大臣表彰は、次のとおりです。

県名	年金事務所名	表彰者数	備考
徳島県	徳島北	1	職域型
香川県	高松東	1	職域型
愛媛県	松山西	1	職域型
高知県	高知東	1	職域型
計		4	

(12) 学生納付特例事務法人の指定及び監督

①業務概要

20歳以上の大学生等の方は、国民年金に加入する義務がありますが、所得のない方が保険料を納付できずに、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなること等を防止するため、ご本人からの申請により国民年金保険料の納付が一定期間猶予される「学生納付特例制度」があります。

この制度を活用するためにできるだけ申請のしやすい環境整備を行い、大学等が学生からの申請を代行できる「学生納付特例事務法人」の指定を行っています。

四国厚生支局では、次の業務を行っています。

- ・学生納付特例事務法人の指定及び指定の取消に係る審査及び決定

- ・学生納付特例事務法人への改善命令
- ・学生納付特例事務法人制度の普及・推進

②業務実績

令和2年度は、「ねんきん月間」である11月に管内275校に対して、「学生納付特例事務法人」の指定受諾に関する協力依頼、「学生納付特例制度」等の公的年金制度の周知依頼及び機構職員による「年金セミナー」実施に関する協力依頼の通知等を行っています。令和3年3月末現在における学生納付特例事務法人数は、次のとおりです。

県名	事務法人		事務取扱教育施設
	法人	指定校	
徳島県	3	3	1
香川県	4	4	1
愛媛県	6	9	0
高知県	10	13	3
計	23	29	5

※「事務法人」の「指定校」は法人が設立する大学、専門学校等であり、「事務取扱教育施設」とは国又は地方公共団体が設置する県立学校等である。

（１３）保険料納付確認団体の指定及び監督

○業務概要

同種の事業や業務に従事する国民年金の被保険者を構成員とする団体等が、国民年金の被保険者である構成員の委託に基づき、構成員の国民年金保険料の納付状況を確認できる「保険料納付確認団体制度」があり、厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）が指定を行っています。

この制度は、団体等が年金受給権を確保することが目的であり、団体等が構成員へ国民年金保険料の納付状況を通知するとともに、未納であれば自主的な納付を促すものです。

（１４）機構との協力・連携

①業務概要

機構が行う年金事業が適正かつ円滑に運営されるよう、機構との情報交換や共有化、また、公的年金制度の啓発・普及を目的とした地域年金展開事業の協力・連携を行っています。

②業務実績

公的年金制度関係の最近の動向や四国厚生支局及び機構の四国管内の業務状況などについて情報及び意見交換を行いました。また、地域年金展開事業への支援を行いました。

- ・機構との事務打合せ会の実施
- ・地域年金事業運営調整会議（各県代表年金事務所主催）への参加

- ・ 地域年金展開事業の実施に関する協力・連携（管内の大学等に対する年金制度周知パンフレットの送付、管内の大学等に対する「年金セミナー」開催の要請）

4 年金審査課

(1) 年金記録の訂正請求に関する調査

①業務概要

日本年金機構年金事務所段階で訂正できない年金記録の訂正請求事案について、様々な関連資料や周辺事情などを幅広く詳細に調査し、中国四国地方年金記録訂正審議会の答申に基づき、年金記録の訂正・不訂正を決定しています。

②業務実績

令和2年度における訂正請求の受付・処理状況は、次のとおりです。

	国民年金	厚生年金保険	計
受付件数	7	(1) 55	62
処理件数	6	(1) 53	59
四国厚生支局で処理	6	(1) 10	16
訂正決定	1	(0) 3	4
不訂正決定	5	(1) 7	12
請求却下	0	(0) 0	0
日本年金機構で記録訂正	0	(0) 39	39
訂正請求の取下げ等	0	(0) 4	4

※（ ）内は、脱退手当金の件数を再掲したものです。「訂正決定」の件数は請求内容の一部について訂正決定した事案を含む。

(2) 中国四国地方年金記録訂正審議会四国担当部会の運営

○業務概要

中国四国地方年金記録訂正審議会は、年金記録の訂正請求事案のうち、年金事務所段階で訂正できない請求事案について中立的な立場で公平・公正な判断を行うため、中国四国厚生局に設置されています。

同審議会には四国を担当する部会が置かれ、弁護士、社会保険労務士、税理士などの有識者が、一つ一つの請求事案について、年金記録を訂正すべきかどうかを中立的な立場で審議して判断します。

四国厚生支局では部会の運営をはじめ、委員に関する庶務等を行っています。

5 健康福祉課

(1) 各種養成施設等の指定及び監督

①業務概要

国民の健康や安全な生活の維持向上を図ることを目的として、一定の資格を有する人材を育成する厚生労働省所管の各種養成施設等について、新規の指定（認定）及び変更等の申請を受理し、審査を行うとともに、既指定（認定）の養成施設等について、指定（認定）規則及び指導要領に適合した運営、教育がなされるよう、指導・監督を行っています。

令和3年3月末現在の各種養成施設等の指定（認定）状況は、次のとおりです。

施設種別	課程（施設）数
管理栄養士養成施設	5 (5)
栄養士養成施設	5 (5)
科目確認大学等（社会福祉士）	14 (12)
介護福祉士養成学校	5 (5)
福祉系高等学校等	8 (8)
あ・は・き養成施設	1 (1)
計	38 (36)

※管理栄養士の4養成施設は栄養士の資格も得られます。

「あ・は・き養成施設」とはあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設を略したもの。

②業務実績

令和2年度における指定等及び指導監督の業務実績は、次のとおりです。

【指定等に関する事務】

養成施設等の種別	指定	取消 (廃止)	変更 承認	変更届	報告書
管理栄養士養成施設	0	0	1	1	5
栄養士養成施設	0	0	2	2	5
科目確認大学等（社会福祉士）	0	0	0	29	
介護福祉士養成学校	0	0	3	10	5
福祉系高等学校等	0	0	0	12	8
あ・は・き養成施設	0	0	0	1	1
計	0	0	6	55	24

※「指定」は、令和2年度中に指定手続きが終了した養成施設の数。

※「変更承認」は学則（修業年限、養成課程、定員、学級数）、校舎の用途、面積、配置図等の変更する場合、

「変更届」は設置者、名称、住所、学則（変更承認以外）、専任教員に関する事項、実習施設等に関する事項について変更する場合に提出。「報告書」については年に1度の学生数等の報告である。

【指導監督に関する業務】

養成施設等の種別	対象 施設数	実施 施設数
管理栄養士養成施設	5	1
栄養士養成施設	5	1
介護福祉士養成学校	5	1
福祉系高等学校等	8	1
あ・は・き養成施設	1	0
計	24	4

(2) 補助金の交付

①業務概要

地方公共団体を交付対象とする補助金等の執行事務のうち、結核医療費負担金や地方公共団体が整備する社会福祉施設、保健衛生施設の施設・設備費の交付決定などの執行業務を行っています。

また、補助金等の交付を受けて取得した財産を交付の目的に反して使用する等の処分を行うにあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく厚生労働大臣の承認が必要とされており、四国厚生支局では、補助金等で整備した施設・設備に関する財産処分の承認審査を行っています。

②業務実績

令和2年度における業務実績は、次のとおりです。

【補助金等の交付】

(単位：円)

補助金等名称	交付目的	交付決定額
結核医療費負担金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う従業禁止・命令入所患者に対する医療に要する費用の一部を負担する	49,810,902
結核医療費補助金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う一般患者に対する医療に要する費用等の一部を補助する	4,121,133
原爆被爆者健康診断費交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する費用並びに被爆者健康手帳の交付に要する費用を交付する	9,197,728

補助金等名称	交付目的	交付決定額
原爆被爆者手当交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の支給に要する費用並びに事務の処理に要する費用を交付する	429,142,362
原爆被爆者葬祭料交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する費用並びに事務の処理に要する費用を交付する	22,174,988
児童扶養手当給付費負担金	都道府県知事等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童の福祉の増進を図る	5,598,152,383
児童入所施設措置費等負担金	児童入所施設への児童等の入所後の保護又は委託後の養育につき、児童福祉施設最低基準を維持するために要する費用として、地方公共団体の支弁した経費に対し、国が負担する	4,370,499,428
特別児童扶養手当事務取扱交付金	都道府県知事又は市町村長が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づいて特別児童扶養手当の支給事務を行うための経費を交付する	33,437,599
特別障害者手当等給付費負担金	都道府県市が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図る	1,219,760,898
婦人保護事業費負担金	「売春防止法」に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び「配偶者暴力防止法」に基づき配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする	34,489,536
婦人相談所運営費負担金		898,520
婦人保護事業費補助金		24,552,584
保健衛生施設等施設整備費補助金	農村検診センター、特定感染症指定医療機関施設等の施設・設備を整備し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする	29,226,000
保健衛生施設等設備整備費補助金		46,561,000
保健衛生施設等災害復旧費補助金	災害により被害を受け、その災害復旧に関し、厚生労働大臣と協議して承認を得た施設の災害復旧事業に要する費用等の一部を補助する	0

補助金等名称	交付目的	交付決定額
社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする	1,430,217,000
社会福祉施設等災害復旧費補助金	社会福祉法人等が整備した施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣等に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保することを目的とする	296,154,000
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第4条に基づき、市町村が作成した市町村整備計画に基づく事業又は事務の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付することにより、地域における公的介護施設等の施設及び設備等の整備事業を推進することを目的とする	317,594,000
次世代育成支援対策施設整備交付金	次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する省令第1条第2項に規定する施設の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する費用の一部に充てるために、国が交付する交付金であり、もって、次世代育成支援対策を推進することを目的とする	271,771,000
保育所等整備交付金	保育所等及び保育所機能部分の新設、修理、改造又は整備に要する経費の一部に充てるために国が交付する交付金であり、もって、保育所待機児童の解消を図ることを目的とする	1,519,471,000

【財産処分の承認等】

区分	処理件数
財産処分承認申請	23
包括承認事項における財産処分報告の受理	23
計	46

(3) 医療安全の普及・啓発

①業務概要

厚生労働省では医療の安全に関する取り組みの普及及び啓発に関する業務を所管し、毎年11月25日を含む1週間を「医療安全推進週間」と位置づけ医療安全対策の推進を図っています。

四国厚生支局では、医療機関の管理者等の資質の向上を図るため、医療安全対策に関する知識等の習得等を行う「医療安全セミナー」を開催しています。

②業務実績

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み中止としました。

(4) 民生委員及び児童委員の委嘱

①業務概要

民生委員は、都道府県知事（指定都市、中核市の長を含む。以下同じ。）の推薦によって厚生労働大臣が委嘱し、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い、さらに福祉事務所等関係行政機関に対する協力など社会福祉の増進に努めています。

また、民生委員は、児童委員を兼務することとされています。児童委員のうち主任児童委員は、都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣が指名し、児童の福祉に関する児童相談所等関係行政機関と児童委員との連絡調整や児童委員の活動に対する援助を行っています。

民生委員及び児童委員の任期は3年とされており、3年ごとに一斉改選（前回改選は令和元年12月1日に行われ、任期は令和4年11月30日まで）が行われています。

四国厚生支局では、民生委員及び児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名並びに厚生労働大臣表彰状及び感謝状の授与などの業務を行っています。

令和3年3月末現在の四国厚生支局管内の民生委員数は、次のとおりです。

県・市		民生委員数	主任児童委員数
県	徳島県	1,829	183
	香川県	1,179	147
	愛媛県	2,347	295
	高知県	1,532	130
中核市	高松市	773	85
	松山市	914	86
	高知市	637	54
計		9,211	980

②業務実績

令和2年度における民生委員・児童委員の委嘱等の業務実績は、次のとおりです。

区分	処理件数
民生委員・児童委員の委嘱	163
民生委員・児童委員の解嘱	153
主任児童委員の指名	11
厚生労働大臣表彰状の授与	15
厚生労働大臣特別表彰の授与	9
厚生労働大臣感謝状の授与	68

(5) 医療観察法による移送

①制度概要

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づき、心神喪失の状態（精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態）で重大な他害行為（殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ、傷害）を行った者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その症状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進することとしています。

この法律は、心神喪失等を理由に不起訴処分又は無罪等が確定した者に対して、①適切な鑑定や専門家・関係者の意見を踏まえた裁判所における最も適切な処遇の決定、②国公立の指定入院医療機関における、症状に応じた適切な入院処遇の実施、③指定通院医療機関における退院後の医療の継続及び保護観察所と都道府県等の連携による実施計画に基づく観察・指導等の実施、④被害者等による裁判所の手続の傍聴及び審判結果の通知などを行うこととされています。

②業務概要

地方厚生（支）局は、①精神保健判定医及び精神保健参与員に関すること、②指定医療機関の指定及び指導等に関すること、③指定入院医療機関又は指定通院医療機関の選定に関すること、④地方裁判所の入院決定に基づく決定の執行及び入院決定又は通院決定を受けた者に対する医療に関することを所掌しており、四国管内は中国四国厚生局が管轄しています。

四国厚生支局では、四国管内における精神保健判定医及び精神保健参与員に関すること、対象者の移送に関する事に携わっています。

③業務実績

令和2年度における処遇決定状況は、次のとおりです。

内訳	件数
入院決定（移送）	8
通院決定	2
不処遇	2
計	12

(6) 医師少数区域等で勤務した医師を認定する制度

①制度概要

医師少数区域等における勤務の促進のため、医師少数区域等に一定期間（6ヵ月以上）勤務し、その中で医師少数区域等における医療の提供のために必要な業務を行った方を厚生労働大臣が認定する制度です。

②業務概要

認定を受けたい医師自らが、個々の患者の生活背景を考慮し、幅広い病態に対応する継続的な診療や保健指導、他の医療機関や、介護・福祉事業者等との連携、地域住民に対する健康診査や保健指導等の地域保健活動の実績を届け出ていただき、四国厚生支局で申請書を審査し医師少数区域等における医療に関する経験を認定します。

③業務実績

令和2年度における認定状況は、次のとおりです。

内容	件数
医師少数区域等で勤務した医師の認定	3

6 地域包括ケア推進課

(1) 地域包括ケアシステムの構築支援に関する企画・立案、総合調整

①業務概要

団塊の世代（約 800 万人）が 75 歳以上となる 2025 年（令和 7 年）以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれています。このため、厚生労働省では、2025 年（令和 7 年）を目途に、重度な介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制の構築を推進しています。この必要な支援が一体的に提供される体制を「地域包括ケアシステム」といいます。

当課では、この地域包括ケアシステムの構築の支援のため、県と連携しつつ、市町村における取組を推進・支援しています。具体的には、支援方策を検討するための四国厚生支局地域包括ケア推進本部の設置・運営や、県・市町村・学識経験者等の関係者との意見交換会を開催しています。

②業務実績

令和 2 年度における地域包括ケア推進本部会議、フォーラム等の開催状況及び視察の実績は、次のとおりです。

【地域包括ケア推進本部会議の開催状況】

開催	会議内容
第1回（8月27日）	・ 令和2年度業務計画について ・ 老人保健健康増進等事業について ・ 認知症セミナーについて
第2回（3月11日）	・ 令和2年度業務実績について ・ 令和3年度業務計画について

◆四国厚生支局地域包括ケア推進本部の概要

- ・ 設置目的：四国厚生支局管轄区域内における地域包括ケアシステムの構築を推進するため、県及び市町村等に対する必要な支援について協議するとともに、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に資する具体的な支援を実施します。

- ・ 組織：本部長、副本部長、本部員、参与

四国厚生支局として総合的に支援等を協議・実施するため、支局長を本部長、次長を副本部長、支局内関係課所長を本部員として設置。

本部員は、指導総括管理官、総務課長、企画調整課長、健康福祉課長、管理課長、調査課長、徳島事務所長、愛媛事務所長、高知事務所長、地域包括ケア推進課長、地域包括ケア推進課長補佐、地域包括ケア推進官、地域支援事業係長、その他本部長が必要と認めた者。

【フォーラム等の開催状況】

ア. 令和2年度認知症セミナー

日 時：令和2年11月13日（金）13：30～

場 所：サンポートホール高松 第2小ホール

参 加 者：管内市町村介護保険主管課職員、地域包括支援センター職員、
認知症疾患医療センター職員、若年性認知症コーディネーター、
認知症の人と家族の会等

参加人数：216名（Web 参加168名含む）

イ. 国の地方支分部局職員を対象とした認知症サポーター養成講座

日 時：令和3年2月2日（火）14：00～

場 所：松山地方合同庁舎 6階共用会議室

参 加 者：松山地方合同庁舎に入居する国の地方支分部局職員等

参加人数：20名 ※愛媛事務所主催

ウ. 国の地方支分部局職員を対象とした認知症サポーター養成講座

日 時：令和3年2月17日（水）13：30～

場 所：高松サンポート合同庁舎 南館1階 南101大会議室

参 加 者：高松サンポート合同庁舎に入居する国の地方支分部局職員等

参加人数：48名

エ. 国の地方支分部局職員を対象とした認知症サポーター養成講座

日 時：令和3年3月2日（火）14：00～

場 所：徳島第2地方合同庁舎 共用第1会議室

参 加 者：徳島第2地方合同庁舎に入居する国の地方支分部局職員等

参加人数：17名 ※徳島事務所主催

オ. 国の地方支分部局職員を対象とした認知症サポーター養成講座

日 時：令和3年3月9日（火）14：00～

場 所：高知県立県民文化ホール 第6多目的室

参 加 者：高知市に所在する国の地方支分部局職員等

参加人数：29名 ※高知事務所主催

カ. 令和2年度移動支援セミナー

日 時：令和3年3月16日（火）13：30～

場 所：高松サンポート合同庁舎 北館 低層棟2階 アイホール

参 加 者：香川県内の市町介護保険主管課担当者及び交通部局担当者並びに移動支
援に関心のある団体担当者等

参加人数：65名

【地域包括ケアシステム構築に関する情報収集等のための視察】

視察先	実施日
高知県長岡郡大豊町	令和2年9月4日
愛媛県南宇和郡愛南町	令和2年9月7日
香川県仲多度郡琴平町	令和2年9月10日
愛媛県宇和島市	令和2年10月29日

(2) 地域包括ケアシステムの普及・啓発

①業務概要

地域包括ケアシステムに関する施策について、厚生労働省老健局と連携を図りながら、都道府県等が行う取組との関係に留意しつつ、講演の実施、関係行事への積極的な参加等、これら施策の普及・啓発に資する取組を行います。

あわせて、厚生労働省老健局が地方厚生（支）局の区域等ごとにブロック会議、研修会等を開催する場合においては、その企画立案段階から協力するとともに、開催のための連絡調整、資料作成、運営等を行います。

また、四国厚生支局ホームページを活用し、地域包括ケアシステム関係情報について広く情報提供を行うとともに、四国厚生支局管内各自治体と情報共有を行っています。

②業務実績

認知症施策に関する中国四国厚生局・四国厚生支局管内ブロック会議は、令和2年11月13日に開催しました。

(3) 地域支援事業の助言・支援

①業務概要

管内市町村の地域支援事業の取り組み状況や好事例を把握するとともに、分析及びその結果を踏まえた情報共有や助言及び連携を図るため、事例発表や意見交換を行うセミナー等に参加しています。

②業務実績

令和2年度における県等主催のセミナー等への参加実績は、次のとおりです。

名称	主催	場所（参加形態）	実施日
コロナからの復活を目指した総合事業の推進～生駒市の取組を通じて～	厚生労働本省	Web	R2.6.22
高齢者の農福連携（「農」と福祉の連携）	厚生労働本省	Web	R2.6.24
地域共生法に関する会議	厚生労働本省	Web	R2.6.30
新型コロナの実態予測と今後に向けた提言	厚生労働本省	Web	R2.7.17

香川県地域包括ケア学会第1回部会	香川県地域包括ケアシステム学会	高松市	R2.8.4
地域包括ケア「見える化」システム基本操作講習	厚生労働本省	Web	R2.8.25
都道府県等介護予防担当部会会議	厚生労働本省	Web	R2.8.31
徳島県地域両立支援推進チーム会議	徳島労働局	書面	R2.9.10
高知両立支援推進チーム連絡会議	高知労働局	書面	R2.9.15
厚労省職員による市町村伴走支援（香川県全体研修）	厚生労働本省	高松市	R2.10.5
厚労省職員による市町村伴走支援（丸亀市）	厚生労働本省	丸亀市	R2.10.6
厚労省職員による市町村伴走支援（観音寺市）	厚生労働本省	観音寺市	R2.10.6
介護保険における保険者機能強化支援のための都道府県研修	厚生労働本省	Web	R2.10.13～ R2.10.14
治療と仕事の両立支援シンポジウム	徳島労働局	Web	R2.10.28
厚労省職員による市町村伴走支援（丸亀市）	厚生労働本省	丸亀市	R2.11.9
厚労省職員による市町村伴走支援（観音寺市）	厚生労働本省	観音寺市	R2.11.10
香川県地域包括ケア学会第2回部会	香川県地域包括ケアシステム学会	高松市	R2.11.13
徳島労働局長期療養者就職支援担当者連絡協議会	徳島労働局	徳島市	R2.11.24
厚労省職員による市町村伴走支援（愛媛県全体研修）	厚生労働本省	松山市	R2.12.4
愛媛労働局長期療養者就職支援担当者連絡協議会	愛媛労働局	書面	R2.12.4
厚労省職員による市町村伴走支援（観音寺市）	厚生労働本省	Web	R3.1.5
重層的支援体制整備事業の実施に向けたブロック別研修	厚生労働本省	Web	R3.1.7
居住支援法人研修会	国土交通省	Web	R3.1.13

IHEP 老健事業（保険者シート）大阪・高知合同研修会	厚生労働本省	Web	R3.1.15
香川県地域包括ケアシステム学会第3回学術集会	香川県地域包括ケアシステム学会	高松市	R3.1.17
厚労省職員による市町村伴走支援（観音寺市）	厚生労働本省	Web	R3.2.15
徳島県居住支援協議会	徳島県	書面	R3.2.15
厚労省職員による市町村伴走支援（丸亀市）	厚生労働本省	丸亀市	R3.2.16
“健幸”しこく分野横断情報交換会	四国経済産業局	高松市	R3.2.16
香川県居住支援協議会	香川県	書面	R3.2.16
令和2年度地域共生社会シンポジウム	厚生労働本省	Web	R3.2.23
多様な資源を活用した地域包括ケアの推進にかかる調査研究事業 報告会	インターリス ク総研	高松市	R3.2.24
香川県地域包括ケア学会第3回部会	香川県地域包括ケアシステム学会	高松市	R3.3.2

（４）認知症施策の普及・啓発、各種事業の助言・支援

①業務概要

認知症施策推進大綱等の認知症施策について、講演実施や関係行事へ参加し、普及・啓発に関する取組を行うとともに、介護保険法の地域支援事業において、包括的支援事業として位置づけられている認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員に関する事業の実施状況の把握、助言、支援等を行っています。

②業務実績

若年性認知症施策担当者等会議は令和3年2月18日に開催しました。
また、県等主催のセミナー等への参加実績は、次のとおりです。

名称	主催	場所（参加形態）	実施日
認知症ケア（BPSDケアプログラム）について	厚生労働本省	Web	R2.7.14
世界アルツハイマーデー記念講演会	認知症の人と家族の会愛媛県支部・愛媛県	松山市	R2.9.26

認知症（若年性認知症含む）の人や家族が安心して地域で暮らすために必要な資源等の調査研究事業 第1回検討会議	みずほ情報総研	高松市	R2.10.12
第27回世界アルツハイマーデー記念講演会	認知症の人と家族の会高知県支部・高知県	高知市	R2.11.3
第1回愛媛県若年性認知症支援コーディネーターセミナー	愛媛県・社会福祉法人慈光会ていれぎ荘	Web	R2.11.27
認知症（若年性認知症含む）の人や家族が安心して地域で暮らすために必要な資源等の調査研究事業 第2回検討会議	みずほ情報総研	Web	R3.1.12
愛媛県認知症施策市町連携会議	愛媛県	松山市	R3.1.19
認知症（若年性認知症含む）の人や家族が安心して地域で暮らすために必要な資源等の調査研究事業 第3回検討会議	みずほ情報総研	Web	R3.3.4
認知症（若年性認知症含む）の人や家族が安心して地域で暮らすために必要な資源等の調査研究事業 第4回検討会議	みずほ情報総研	Web	R3.3.19
認知症（若年性認知症含む）の人や家族が安心して地域で暮らすために必要な資源等の調査研究事業 報告会	みずほ情報総研	Web	R3.3.22

◆認知症施策推進大綱の概要

認知症施策について、これまで「認知症施策推進総合戦略（オレンジプラン）」を推進してきましたが、今後、更なる高齢化の進展と認知症高齢者の増加が見込まれる中で、政府全体で認知症施策をさらに協力的に推進していくため、令和元年6月18日に認知症施策推進関係閣僚会議において、「認知症施策推進大綱」がとりまとめられました。認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取組を進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取組を政府一丸となって進めていきます。

※「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味です。

※「予防」とは、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

「認知症施策推進大綱」を推進していくためには以下の5つの柱に沿って施策を総合的に推進しています。

- ① 普及啓発・本人発信支援
- ② 予防
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

(5) 地域支援事業交付金や地域医療介護総合確保基金(介護分)の執行

①業務概要

地域支援事業交付金は、市町村が地域支援事業として、被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するために交付するもので、内示額決定のための事前協議など執行業務等を行っています。

地域医療介護総合確保基金（介護分）は、地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」、「資質向上」、「労働環境・処遇の改善」に資する事業の支援、いわゆる「介護人材分」と、地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、「地域密着型サービス施設等の整備」、「介護施設の開設準備経費等」、「特養多床室のプライバシー保護のための改修等」、地域の実情に応じた介護サービス体制の整備を促進するための支援、いわゆる「施設整備分」について、翌年度の所要額調査等を行っています。

②業務実績

令和2年度における業務実績は、次のとおりです。

【地域支援事業交付金】

業務内容	実施時期
令和元年度実績報告取りまとめ	8月
令和2年度交付申請書取りまとめ	6月
令和2年度変更交付申請書取りまとめ	2月

【地域医療介護総合確保基金(介護分)】

業務内容	実施時期
都道府県ヒアリング(介護人材分)	5月

(6) 介護保険事業(支援)計画に関する助言・支援

①業務概要

介護保険法第116条の国の基本指針に基づき、市町村は法117条第1項、都道府県は法第118条第1項に基づき、3年を1期（令和3～5年度）とする第8期介護保険事業（支援）計画を定めることとされています。

これらの計画作成に関する進捗状況、作成に当たっての課題等について、老健局と連携を図りながら、管内の県を通じて把握し、課題のある市町村及び県に関しては当該県に対して必要な助言及び支援を行います。

また、第8期介護保険事業（支援）計画に関し、四国厚生支局管内の各県による計画の作成状況及び市町村支援の状況を確認するため、ヒアリングを実施しています。ヒアリングの際に、第8期介護保険事業（支援）計画の作成状況についての進捗及び意見聴取を行いました。

②業務実績

令和2年度における各県へのヒアリング実績は、次のとおりです。

県名	実施日
徳島県	11月18日
香川県	11月18日
愛媛県	11月19日
高知県	11月25日

7 保険年金課

(1) 健康保険組合に対する認可・指導監督

①業務概要

健康保険組合は、健康保険法に基づき国の健康保険事業を代行する公法人です。

四国厚生支局では、健康保険事業を運営している健康保険組合の指導監督及び健康保険組合に対する規約変更の認可等を行っています。

また、健康保険組合の設立・解散及び合併等の事務指導を行っています。

◆健康保険組合の状況（令和3年3月末現在）

○健康保険組合数 23組合
○被保険者数 約9.5万人

②業務実績

令和2年度は、4組合を対象に実地監査を行いました。

令和2年度における申請書等の処理件数は、次のとおりです。

（単位：件）

区分	規約改正等の 認可	届出等の受理	大臣への提出 書類の経由	公法人証明、 印鑑証明等
健康保険組合	8	86	308	86

(2) 全国健康保険協会支部に対する認可・質問検査

①業務概要

中小企業等のサラリーマン等が加入する健康保険は、全国健康保険協会が運営しており、都道府県ごとに47の支部が設置されています。

四国厚生支局では、四国管内に所在する4支部への質問検査及び立入検査に係る認可等を行っています。

②業務実績

令和2年度は、全国健康保険協会支部の1支部について保険者機能の強化の観点から立入検査を行いました。

令和2年度における申請書等の処理件数は、次のとおりです。

（単位：件）

区分	立入検査等の認可
全国健康保険協会	0

(3) 確定給付企業年金、確定拠出年金（企業型年金）に対する認可・指導監督

①業務概要

確定給付企業年金は、労使合意の年金規約に基づき、事業所と信託会社・生保会社等が契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し年金給付を行う「規約型」と、母体企業とは別の法人格をもった基金を設立したうえで、基金において年金資産を管理・運用し年金給付を行う「基金型」があります。

確定拠出年金は、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己責任において運用の指図を行い高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするための制度です。

四国厚生支局では、確定給付企業年金、確定拠出年金（企業型年金）に係る認可、承認及び指導監督等を行っています。

◆承認規約数の状況（令和3年3月末現在）

- 確定給付企業年金（基金型を含む。） 317規約
- 確定拠出年金（企業型年金） 129規約

②業務実績

令和2年度は、確定給付企業年金（基金型を含む。）の監査について、実地監査1件、書面監査43件を行いました。

令和2年度における申請書等の処理件数は、次のとおりです。

（単位：件）

区分	規約(改正を含む)の承認等	届出等の受理	大臣への提出書類の経由	公法人証明、印鑑証明等
確定給付企業年金	20	422	28	63
確定拠出年金	27	292		

8 管理課

(1) 国民健康保険の保険者等に対する助言・指導監督

①業務概要

四国厚生支局管内の国民健康保険の保険者等に対し、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の充実に努めるよう、指導監督を行っています。

②業務実績

令和2年度における業務実績は、次のとおりです。

(単位：件)

県	市町村	国保組合	国保連合会
4	4	0	2

(2) 後期高齢者医療保険の保険者の助言・指導監督

①業務概要

四国厚生支局管内の後期高齢者医療保険の保険者等に対し、後期高齢者医療保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化及び医療費の適正化に努めるよう、指導監督を行っています。

②業務実績

令和2年度における業務実績は、次のとおりです。

(単位：件)

県	市町村	広域連合	国保連合会
4	4	4	2

(3) 社会保険診療報酬支払基金支部の指導監督

①業務概要

四国厚生支局管内の社会保険診療報酬支払基金支部に対して、業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的として監督を実施しています。

②業務実績

令和2年度における業務実績は、次のとおりです。

内容	件数
監査	1 支部

9 医療課

(1) 特定機能病院に対する立入検査

①業務概要

医療法第25条第3項の規定に基づき、特定機能病院が法令に規定された人員及び構造・設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか等について検査するため、特定機能病院に対する立入検査業務を行っています。

②業務実績

令和2年度における業務実績については、新型コロナウイルス感染防止の観点から臨場による調査は中止とし、書面調査を実施しました。

内容	件数
立入検査	4件

(2) 保険医療機関等及び保険医等に対する指導監督

①業務概要

保険医療機関等及び保険医等に対する指導監査業務について、香川県については指導監査課が担当し、徳島県、愛媛県及び高知県については、所在する県事務所が担当して実施していますが、案件によっては、当課と共同して指導監査業務を実施しています。

また、臨床研修指定病院、大学附属病院等の保険医療機関等に対して、厚生労働省、四国厚生支局及び県が共同で行う特定共同指導や共同指導を実施しています。

さらに、各県事務所等に対する連絡調整や業務指導・監督等を行い、当支局管内における指導監査業務の円滑な実施に努めています。

令和3年3月末現在の四国厚生支局管内における指定・登録等状況は、次のとおりです。

区分		機関数（登録人数）	備考
保険医療機関等	病院	451機関	歯科併設67機関含む
	内科診療所	2,745機関	歯科併設30機関含む
	歯科診療所	1,918機関	
	薬局	1,873機関	
保険医等	医師	14,679人	
	歯科医師	3,564人	
	薬剤師	10,751人	
指定訪問看護事業者		484機関	
柔道整復施術所		1,289機関	
はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ施術所		826機関	

②業務実績

令和2年度における特定共同指導・共同指導は、新型コロナウイルス感染症への保険医療機関等の対応体制等を考慮した結果、中止としました。

10 調査課

調査課は、保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師及び指定訪問看護事業者等の医療保険事業の療養担当者に係る情報の管理及び分析や四国厚生支局の医療指導部門の訴訟に係る業務の調整を行っています。

（１）保険医療機関等管理システムの運用、情報の管理及び分析

○業務概要

健康保険法に基づく保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者の指定に係る情報や保険医療機関において診療に従事する保険医及び保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師の登録に係る情報等について、保険医療機関等管理システムからデータを抽出し、四国厚生支局のホームページに掲載しています。

また、個別指導において保険医療機関等に改善を求めた主な指摘事項についても、適正な保険診療、診療報酬の請求に役立てていただく目的から、ホームページへの掲載を行っています。

（２）保険医療機関等の情報公開

①業務概要

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）等に基づき、医療指導部門の保有する行政文書の開示請求について、対応を行っています。

②業務実績

令和２年度における開示請求の処理状況は、次のとおりです。

部門	件数
医療指導部門	56

（３）医療指導部門の訴訟に関する調整

①業務概要

国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に基づき、四国厚生支局長が行った処分について、国を被告とする訴訟（医療指導部門に属するものに限る。）に係る業務の調整を行っています。

②業務実績

令和２年度には訴訟対応はありませんでした。

11 指導監査課及び各県事務所

四国厚生支局管内4県について、香川県は指導監査課が、徳島県・愛媛県・高知県は各県事務所が保険医療機関等の指導などの業務を行っています。

(1) 保険医療機関等及び保険医等に対する指導監査

①業務概要

- ア 「保険医療機関及び保険医療費担当規則」等に定められている保険診療（保険調剤）の取扱い及び診療（調剤）報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、保険診療（調剤）の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師に対して指導を実施しています。
- イ 「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」等に定められている指定訪問看護の取扱い及び訪問看護療養費の請求に関する事項について周知徹底し、指定訪問看護の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、指定訪問看護事業者、訪問看護ステーションの看護師等に対して指導を実施しています。
- ウ 受領委任の取扱規程等に定められている保険施術の取扱い及び療養費の請求に関する事項について周知徹底し、保険施術の質的向上及び適正化を図ることを目的として、厚生労働大臣の通知に基づき、受領委任に係る登録等を受けた柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師に対して指導を実施しています。

なお、指導及び調査等から監査に至るものがありますが、その監査の結果に基づき、必要に応じて保険医療機関・保険薬局、指定訪問看護事業者の指定の取消、保険医等の登録取消及び柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いの中止の行政上の措置を行います。

②業務実績

令和2年度における業務実績は、次のとおりです。

【保険医療機関等の指導状況】

(単位：件)

		新規 個別指導	集団指導	集団的 個別指導	個別指導
徳島	医科・病院	0	3	0	0
	医科・診療所	10	36	0	16
	歯科	12	26	0	2
	薬局	13	42	0	16
香川	医科・病院	0	2	0	0
	医科・診療所	11	69	0	14
	歯科	9	46	0	1
	薬局	14	69	0	21
愛媛	医科・病院	0	3	0	0
	医科・診療所	11	63	0	11
	歯科	8	47	0	3
	薬局	7	54	0	22
高知	医科・病院	0	2	0	0
	医科・診療所	5	33	0	14
	歯科	2	10	0	3
	薬局	10	42	0	15
計	医科・病院	0	10	0	0
	医科・診療所	37	201	0	55
	歯科	31	129	0	9
	薬局	44	207	0	74

【指定訪問看護事業者の指導状況】

(単位：件)

	集団指導	個別指導
徳島	7	0
香川	12	0
愛媛	21	0
高知	6	0
計	46	0

【柔道整復師の指導状況】

(単位：件)

	集団指導	個別指導
徳島	16	0
香川	10	0
愛媛	26	0
高知	6	0
計	58	0

(2) 保険医療機関等の施設基準の調査

①業務概要

保険医療機関及び保険薬局は、「施設基準」（従事者数、施設・設備等に関して厚生労働大臣が定めた基準）を満たすことにより、所定の診療（調剤）報酬を算定できます。

四国厚生支局では、保険医療機関等から提出された施設基準に係る届出の審査、受理及び受理後の調査等の業務を行っています。

②業務実績

令和2年度における適時調査の状況は、次のとおりです。

（単位：件）

	医科・病院	医科・診療所	歯科	薬局
徳島	0	0	0	0
香川	1	0	0	0
愛媛	0	0	0	0
高知	0	0	0	0
計	1	0	0	0

(3) 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録

①業務概要

ア 健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局並びに指定訪問看護事業者の指定を行います。

イ 保険医療機関等において健康保険の診療に従事する医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師の保険医及び保険薬剤師の登録を行います。

ウ 柔道整復師の受領委任に関する登録及び承諾等を行います。

エ はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の受領委任の申出等の受付及び承諾等を行います。

②業務実績

令和2年度における業務実績は、次のとおりです。

【保険医療機関等の指定状況】

（単位：件）

	医科			歯科			薬局		
	指定	廃止等	2年度末現在	指定	廃止等	2年度末現在	指定	廃止等	2年度末現在
徳島	53	67	710	31	32	452	55	56	382
香川	90	88	788	55	57	496	97	92	527
愛媛	99	115	1147	58	58	701	107	103	585
高知	43	51	551	24	31	366	64	58	379
計	285	321	3196	168	178	2015	323	309	1873

※「指定」は新規・更新の、廃止等欄は廃止・辞退・取消の合計件数。「歯科」は病院併設機関を含んだ合計件数。

【指定訪問看護事業者の指定状況】 (単位：件)

	指定	廃止	辞退	2年度末 現在
徳島	10	8	0	98
香川	7	3	0	118
愛媛	10	7	0	186
高知	7	3	0	82
計	34	21	0	484

【保険医等の登録状況】 (単位：件)

		新規登録	抹消等	異動		2年度末現在
				転入	転出	
徳島	医 師	44	13	80	95	3319
	歯 科 医 師	34	8	20	45	992
	薬 剤 師	43	2	31	27	2445
香川	医 師	62	11	132	106	3580
	歯 科 医 師	3	4	17	16	880
	薬 剤 師	61	0	52	57	2872
愛媛	医 師	85	15	123	153	4914
	歯 科 医 師	5	6	16	11	1093
	薬 剤 師	69	1	64	39	3140
高知	医 師	56	8	99	114	2860
	歯 科 医 師	0	3	3	4	598
	薬 剤 師	41	1	42	38	2257
計	医 師	247	47	434	468	14673
	歯 科 医 師	42	21	56	76	3563
	薬 剤 師	214	4	189	161	10714

※「抹消等」欄は抹消、死亡、取消の合計件数。

【柔道整復師(施術所)の申出状況】 (単位：件)

	届出・申出	廃止	2年度末現在
徳島	17	19	300
香川	28	30	407
愛媛	29	27	375
高知	10	11	210
計	84	87	1292

【はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師（施術所）の申出状況】

（単位：件）

	届出・申出	廃止	2年度末現在
徳島	22	14	143
香川	61	24	252
愛媛	61	16	318
高知	17	9	113
計	161	63	826

（４）四国地方社会保険医療協議会部会の運営

①業務概要

四国地方社会保険医療協議会議事規則に基づき、保険医療機関又は保険薬局の指定について審議するための四国地方社会保険医療協議会部会を各県に設置し、庶務を行っています。

②業務実績

令和２年度における四国地方社会保険医療協議会部会は、各県において月１回（年１２回）開催されました。

12 社会保険審査官室

○ 社会保険各法による保険者が決定した不服申立への対応

①業務概要

社会保険審査官は、社会保険各法（健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法、年金給付遅延加算金支給法、石炭鉱業年金基本法）に基づく被保険者資格や標準報酬、保険（年金）給付、保険料（ただし、国民年金に限る。これ以外の保険料は直接社会保険審査会へ再審査請求を行う。）に関して、保険者（日本年金機構、全国健康保険協会、健康保険組合、厚生年金基金、企業年金連合会、石炭鉱業年金基金、国民年金基金、厚生労働大臣）が決定した処分の取消しを求める審査請求事務を取り扱っています。

②業務実績

令和2年度の審査請求は、93件を受け付けました。
令和2年度における審査請求の処理件数は、次のとおりです。

【処理状況】

（単位：件数）

前年度より 繰越	受付	処理	取下げ	移送	翌年度へ 繰越
35	93	89	12	1	26

※「移送」とは、他の厚生局扱分が提出された場合に管轄厚生局へ移送した件数。

13 麻薬取締部

(1) 不正薬物の取締り

①業務概要

ア 不正薬物の取締り

麻薬取締部は、薬物犯罪の捜査を行う機関です。同部に所属する麻薬取締官が、麻薬及び向精神薬取締法第54条の規定に基づき、厚生労働大臣の指揮監督を受け、刑事訴訟法の規定による司法警察員として、次の法律で規定される不正薬物の取締りを行っています。

〔薬物関連五法〕

- 麻薬及び向精神薬取締法：ヘロイン、コカイン、MDMA、LSD、向精神薬等
- 大麻取締法：大麻、大麻樹脂・大麻オイル等の大麻濃縮物
- あへん法：あへん、けし、けしがら
- 覚醒剤取締法：覚醒剤、覚醒剤原料
- 麻薬特例法：業として行う薬物の密輸密売やマネー・ロンダリングの処罰、薬物犯罪収益の没収等

〔その他〕

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律：指定薬物等
- 刑法：第2編第14章 あへん煙に関する罪

イ 各取締機関との連携

毎年、関係機関の担当者が出席する「四国地区麻薬取締協議会」を開催しています。

また、取り扱った薬物事犯の性質、内容によっては、適宜、関係機関（警察、税関等）と情報交換、合同捜査を行っています。

②業務実績（令和2年1～12月）

ア 不正薬物の取締り件数等

	検挙件数	検挙人員
麻薬及び向精神薬取締法違反	3件	3名
大麻取締法違反	26件	34名
覚醒剤取締法違反	19件	14名
麻薬特例法違反	9件	10名
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反	0件	0名
計	57件	61名

(押収物)	
覚醒剤	30.483 g
大麻樹脂	12.511 g
乾燥大麻	2372.985 g
大麻濃縮物	3.751 g
大麻草	349株
マジックマッシュルーム	8.18 g
麻薬5MeO-DIPT	0.013g

イ 各取締機関との連携

令和2年度は、愛媛県松山市において「四国地区麻薬取締協議会」を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、書面開催を実施しました。

従来であれば、厚生労働省、法務省、財務省、警察庁、海上保安庁、高松高等検察庁、地方検察庁、税関、海上保安本部、県警察本部及びDEA等の機関が出席し、各機関の活動状況、取締りの実情等の情報交換を行うとともに、薬物犯罪の手口や裁判例の分析及び捜査上の留意点について討議等を行い、関係機関相互の連携を図っています。

ウ 捜査実績

インターネットを利用した広域覚醒剤密売事犯について石川県警と合同捜査を実施し、令和2年2月、石川県金沢市内在住の密売人を覚醒剤取締法違反で検挙し、覚醒剤約25グラム等を押収しました。同事犯については、本省指定事件の承認を受け全国麻薬取締部の協力も得ながら捜査を展開し、1月から3月までの間に、密売客計15名を検挙するなどし、密売人については麻薬特例法違反でも立件しました。

また、令和2年中に、管内大麻栽培事犯について、香川県警・愛媛県警・高知県警と各々合同捜査を実施し、計23名を検挙、大麻草計261株や乾燥大麻約2.1キロを押収しています。

(2) 薬物鑑定

①業務概要

麻薬取締部の鑑定官が最新の分析機器を駆使して、押収した証拠品を科学的かつ中立的な立場から鑑定しており、薬物犯罪を立証する上で中核となる業務です。

なお、押収した証拠品の鑑定結果を記載した鑑定書は、裁判において科学的に証明された重要な証拠として採用されます。

鑑定の主な業務は、以下のとおりです。

- 押収した薬物の鑑定
- 薬物使用の証明に係る生体試料（尿、汗、毛髪）の鑑定
- 注射器、パイプ、秤量器具等の関係押収品に係る付着物の鑑定
- 迅速かつ信頼性の高い鑑定手法の開発、新たな規制薬物に係る分析法の研究

②業務実績（令和2年1月～12月）

鑑定官が受理した鑑定嘱託件数は、263件（検体数：309検体）です。

（3）医療用麻薬等の指導・監督

①業務概要

ア 許認可

麻薬、向精神薬等は、中枢神経系に作用して精神機能に影響を及ぼす物質であり、その使用方法を誤ると危険な薬物ですが、すぐれた鎮痛、鎮静効果等を有しているものがあり、医薬品として必要不可欠なものです。

これら薬物の適正な取扱いを確保するため、使用及び流通を正当な目的（医療又は学術研究）に限定した上、その取扱者を免許、許可、届出制とすることで、不正ルートへの横流し等を無くし、国民の健康被害を未然に防止しています。

麻薬取締部は、これら免許等申請にかかる書類審査や現場確認等の業務を行います。

また、特定の麻薬等原料物質については、外国において麻薬等密造の原料に用いられていることから、これらの原料を日本から輸出するにあたっては、輸入国政府宛の事前通報や外国政府からの事前通報に対する回答事務を行い、正規の取引であることを確認しています。

イ 立入検査

麻薬、向精神薬等を正規に取り扱う業者や医療機関等に対する指導・監督については、その業務所等への立入検査を実施することが最も効果的であるため、従来から各県の麻薬取締員や保健所職員と協力して立入検査を行い、麻薬取扱者等に対する行政指導を行っています。

②業務実績（令和2年1～12月）

ア 許認可件数

	件 数
麻薬関係	22 件
向精神薬関係	6 件
麻薬向精神薬原料関係	4 件
覚醒剤・大麻関係	0 件
けし関係	1 件
計	33 件

イ 立入検査

○麻薬関係	件 数
麻薬輸入業者	1 件
麻薬輸出業者	1 件
麻薬製剤業者	1 件
家庭麻薬製造業者	1 件

○麻薬関係	件 数
麻薬元卸売業者	1 件
麻薬卸売業者	2 件
麻薬小売業者	15 件
病院・一般診療所	18 件
飼育動物診療施設	1 件
麻薬研究者	0 件
計	41 件

○向精神薬関係	件 数
向精神薬輸入業者	1 件
向精神薬製造製剤業者	1 件
免許みなし卸売販売業者	3 件
免許みなし薬局	15 件
病院・一般診療所・歯科	17 件
飼育動物診療施設	1 件
計	38 件

○覚醒剤関係	件 数
覚醒剤研究者	0 件
覚醒剤原料取扱者	2 件
薬局	12 件
病院・診療所	6 件
飼育動物診療施設	0 件
計	20 件

(4) 薬物乱用者対策・再乱用防止活動

薬物相談電話（TEL 087－823－8800）を設置し、薬物乱用者やその家族等からの相談に応じています。薬物乱用者やその家族等が希望した場合は、再乱用防止対策プログラムも実施しています。

また、薬物中毒者に対しては、各県の麻薬取締員等と協力し、再び薬物に手を出さないよう必要な助言・指導を行っています。

さらに、薬物依存・中毒者の治療、社会復帰支援に携わる関係機関（医療機関、行政機関等）の専門職員による取組みについて、情報・意見交換を通じて、相談業務の充実、地域における関係機関の連携強化を図っています。

令和2年度は、10月20日に岡山県で「中国四国地区薬物中毒対策連絡会議」を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため書面開催となりました。翌21日の「中国四国地区再乱用防止対策講習会」については、開催を中止いたしました。

これらの会議は、中国四国厚生局管内と四国厚生支局管内で毎年交互に開催しています。

(5) 薬物乱用防止啓発活動

①薬物乱用防止教室等への講師派遣（令和2年1～12月）

薬物乱用を防止するためには新たな乱用者を生まない社会環境を構築する必要があり、そのために薬物に手を出す前の青少年に対する広報啓発として学校、PTA、各種団体等が主催する薬物乱用防止教室等に講師として職員を派遣しています。

また、保健所やその他公的機関等からも依頼を受け、講師として職員を派遣しています。

業務実績（令和2年1～12月）

○講演実施状況	件数	対象人員
小学校・中学校・高等学校・大学等	8件	2,583名
教育委員会等（教育関係）	0件	0名
保健所等	3件	150名
その他公的機関等	4件	101名
計	15件	2,834名

②「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

薬物乱用対策として、政府の薬物乱用対策推進会議により「第五次薬物乱用防止五か年戦略（平成30年8月）」が策定されました。その背景のもと、国内の薬物乱用防止活動を推進すべく、官民一体となり国民一人一人の薬物乱用問題に関する知識を高めるため、及び、国連総会決議による「6. 26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図る目的で、毎年「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を実施しています。

（令和2年度運動期間：6月20日～7月19日）

③不正大麻・けし撲滅運動

あへん法で「けし」、麻薬及び向精神薬取締法で「ハカマオニゲシ」、大麻取締法で「大麻」が規制されていますが、自生の大麻やけし等が薬物乱用者の間で不正に流通し悪用されることがないように、けしの開花時期や大麻の生長期に合わせ、不正大麻・けし撲滅運動を実施し、関係機関等に対してポスター、リーフレット等を配付するとともに、管内各県、保健所職員等と協力して不正大麻・けしの発見・除去を行っています。

（令和2年度運動期間：5月1日～6月30日）

④麻薬・覚醒剤乱用防止運動

厚生労働省と各都道府県が共催して国民の薬物乱用防止に対する意識を深めるため、地域団体を加え麻薬・覚醒剤乱用防止運動を行っています。

令和2年度は、11月1日に島根県において、「麻薬・覚醒剤乱用防止運動島根大会」を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため開催を延期いたしました。

この大会は、中国四国厚生局管内と四国厚生支局管内で毎年交互に実施しています。

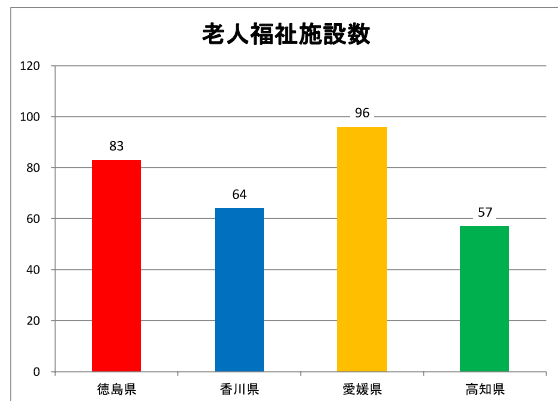
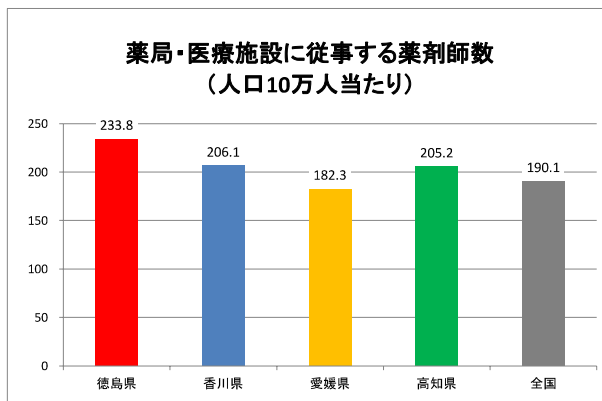
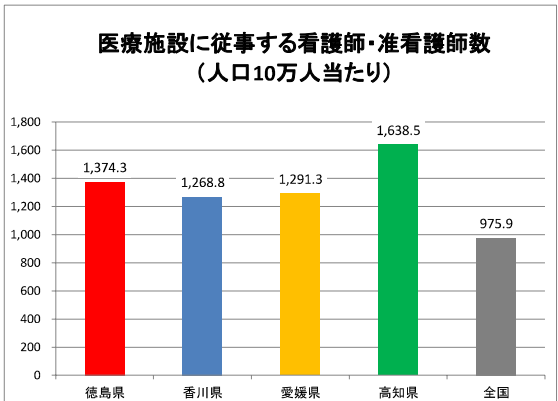
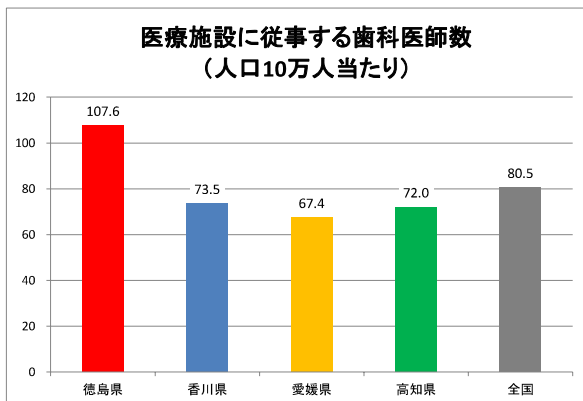
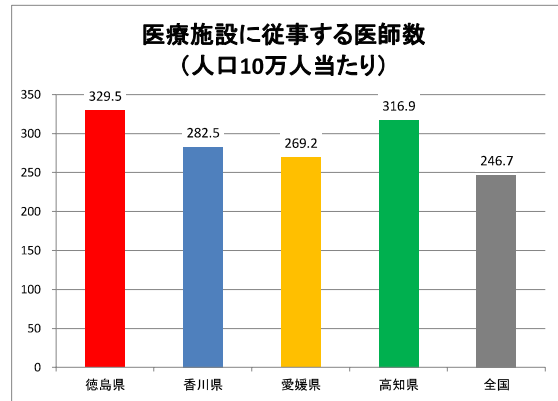
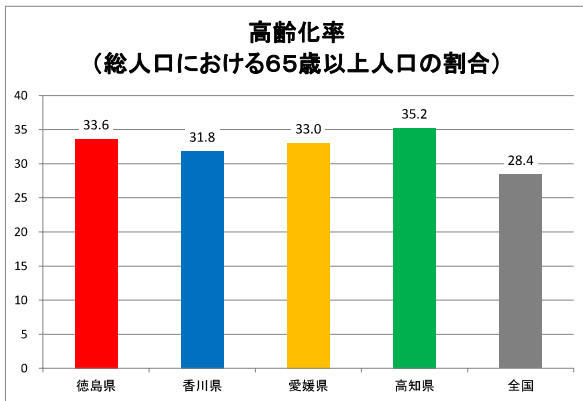
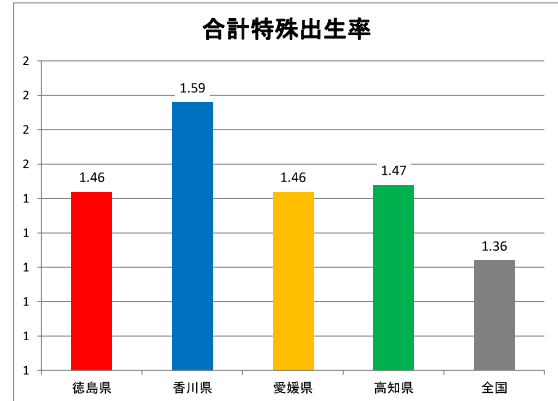
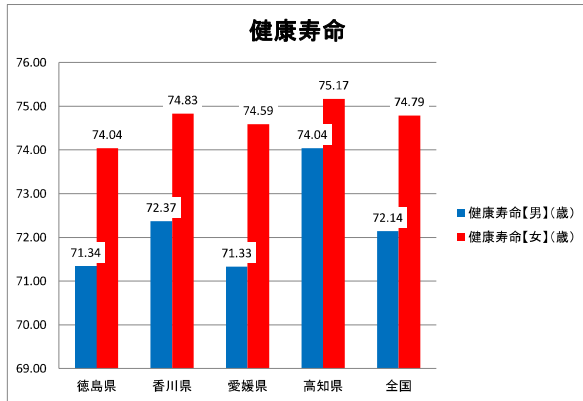
（令和2年度運動期間：10月1日～11月30日）

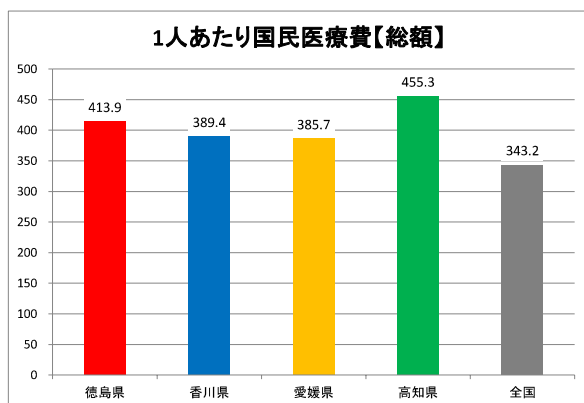
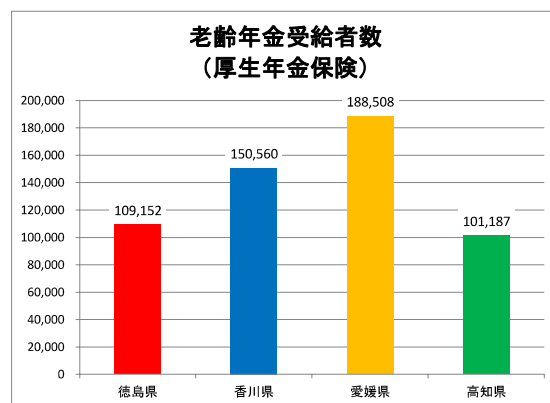
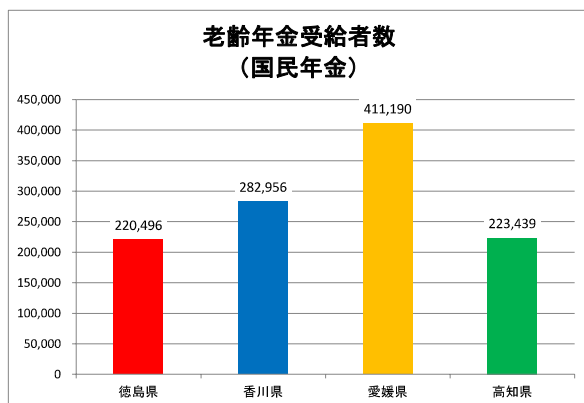
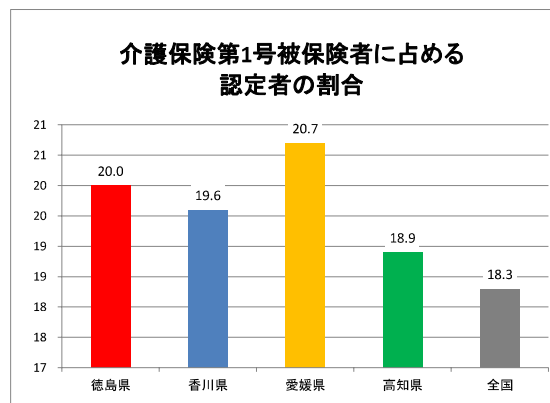
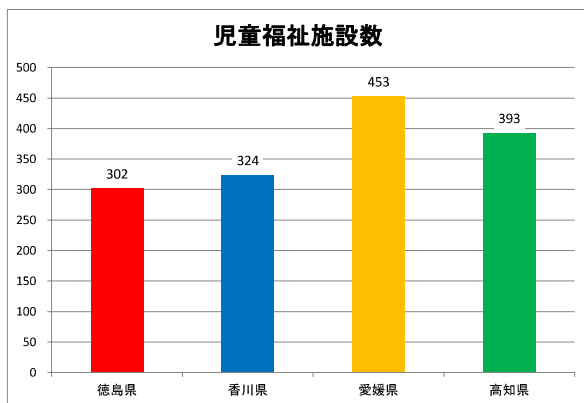
第3章 資料編

1 四国4県の概要

- 健康寿命（男・女）
- 合計特殊出生率
- 高齢化率（総人口における65歳以上人口の割合）
- 医療施設に従事する医師数（人口10万人当たり）
- 医療施設に従事する歯科医師数（人口10万人当たり）
- 医療施設に従事する看護師・准看護師数（人口10万人当たり）
- 薬局・医療施設に従事する薬剤師数（人口10万人当たり）
- 老人福祉施設数
- 児童福祉施設数
- 介護保険第1号被保険者に占める認定者の割合
- 老齢年金受給者数（国民年金）
- 老齢年金受給者数（厚生年金保険）
- 1人当たり国民医療費【総額】

四国4県	年度	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	全国	備考(出典)
健康寿命【男】(歳)	2016	71.34	72.37	71.33	74.04	72.14	「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究」厚生労働科学研究費補助金
健康寿命【女】(歳)	2016	74.04	74.83	74.59	75.17	74.79	「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究」厚生労働科学研究費補助金
合計特殊出生率	2019	1.46	1.59	1.46	1.47	1.36	「令和元年人口動態統計」厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室
高齢化率(総人口における65歳以上人口の割合)	2019	33.6	31.8	33.0	35.2	28.4	「令和元年人口推計」総務省統計局
医療施設に従事する医師数(人) (人口10万人当たり)	2018	329.5	282.5	269.2	316.9	246.7	「平成30年医師・歯科医師・薬剤師統計」厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室
医療施設に従事する 歯科医師数(人) (人口10万人当たり)	2018	107.6	73.5	67.4	72.0	80.5	「平成30年医師・歯科医師・薬剤師統計」厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室
医療施設に従事する 看護師・准看護師数 (人) (人口10万人当たり)	2018	1,374.3	1,268.8	1,291.3	1,638.5	975.9	「社会生活統計指標 都道府県の指標-2020-」総務省統計局
薬局・医療施設に従事する 薬剤師数(人) (人口10万人当たり)	2018	233.8	206.1	182.3	205.2	190.1	「平成30年医師・歯科医師・薬剤師統計」厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室
老人福祉施設数	2019	83	64	96	57	5,262	「令和元年社会福祉施設等調査の概況」厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室
児童福祉施設数	2019	302	324	453	393	44,616	「令和元年社会福祉施設等調査の概況」厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室
介護保険第1号被保険者に占める 認定者の割合 (%)	2018	20.0	19.6	20.7	18.9	18.3	「平成30年度介護保険事業状況報告」厚生労働省老健局
老齢年金受給者数(人) (国民年金)	2018	220,496	282,956	411,190	223,439	332,623,411	「平成30年度厚生年金保険・国民年金事業年報」厚生労働省年金局
老齢年金受給者数(人) (厚生年金保険)	2018	109,152	150,560	188,508	101,187	15,389,876	「平成30年度厚生年金保険・国民年金事業年報」厚生労働省年金局
1人あたり国民医療費【総額】(千円)	2018	413.9	389.4	385.7	455.3	343.2	「平成30年度国民医療費」厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室





2 各業務の実績推移

【総務課】	○行政文書の開示請求状況
【企画調整課】	○四国地方社会保険医療協議会（総会）の開催状況 ○「国民の皆様の声」の状況
【年金管理課】	○日本年金機構の収納職員及び徴収職員の認可状況 ○日本年金機構が行う滞納処分等の認可及び確認状況 ○日本年金機構が行う立入検査等の認可及び確認状況 ○日本年金機構が行う受給権者及び被保険者調査の認可 及び確認状況 ○国民年金等事務取扱交付金の交付状況 ○年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の交付状況 ○日雇特例被保険者の適用及び徴収に係る交付金の交付状況等 ○社会保険労務士会員数 ○年金委員数
【年金審査課】	○訂正請求の受付・処理状況
【健康福祉課】	○各種養成施設等の指定（認定）状況 ○財産処分の処理状況 ○民生委員数の状況 ○医療観察法の移送状況 ○医師少数区域等で勤務した医師の認定状況 ○補助金等の交付決定状況
【地域包括ケア推進課】	○地域包括ケア推進本部会議の開催状況 ○認知症ブロック会議・認知症セミナーの開催状況 ○セミナー等への参加状況（認知症関係以外） ○セミナー等への参加状況（認知症関係）
【保険年金課】	○健康保険組合の認可等状況 ○全国健康保険協会の認可等状況 ○確定給付企業年金、確定拠出年金の承認等状況
【管理課】	○国民健康保険の保険者等の指導監査状況 ○後期高齢者医療保険の保険者等の指導監査状況 ○社会保険診療報酬支払基金支部の指導状況
【医療課】	○特定機能病院の立入検査状況 ○保険医療機関等に係る特定共同指導等の実施状況
【調査課】	○行政文書の開示請求状況（医療指導部門） ○医療指導部門における訴訟対応状況
【指導監査課・ 各県事務所】	○保険医療機関等の指導状況 ○指定訪問看護事業者の指導状況 ○柔道整復師の指導状況 ○施設基準等の調査状況 ○保険医療機関等の指定及び保険医等の登録状況
【社会保険審査官室】	○審査請求の受付・処理状況

【麻薬取締部】

- 不正薬物の取締状況
- 許認可件数状況
- 立入検査状況
- 薬物乱用防止教室等講演状況

【総務課】

○行政文書の開示請求状況

(単位:件)

年度	年金・健康福祉部門	医療指導部門	麻薬取締部門	計
30年度	1	81	0	82
元年度	5	81	0	86
2年度	2	56	0	58

【企画調整課】

○四国地方社会保険医療協議会(総会)の開催状況

年度	開催状況	備 考
30年度	3回	第1回 平成30年6月開催 第2回 平成30年9月開催 第3回 平成31年4月開催
元年度	2回	第1回 令和元年9月開催 第2回 令和元年11月開催
2年度	1回	第1回 令和2年10月開催

○「国民の皆様の声」の状況

(単位:件)

年度	年金・健康福祉部門	医療指導部門	麻薬取締部門	計
30年度	1	1	0	2
元年度	0	3	0	3
2年度	0	1	0	1

【年金管理課】

○日本年金機構の収納職員及び徴収職員の認可状況

(単位:人)

年度	収納職員	徴収職員
30年度	39	41
元年度	41	47
2年度	31	27

○日本年金機構が行う滞納処分等の認可及び確認状況

(単位:件)

年度	認可件数	確認結果
29年度	43,356	2,830
30年度	41,360	2,839
2年度	24,623	1,413

○日本年金機構が行う立入検査等の認可及び確認状況

(単位:件)

年度	認可件数	結果報告の状況		
		認可件数	実施件数	未実施件数
30年度	26,094	30,616	19,508	11,108
元年度	24,019	26,096	16,773	9,323
2年度	22,948	24,025	14,014	10,011

※結果報告の状況は、前年度中の認可に関する実施結果の件数である。

○日本年金機構が行う受給権者及び被保険者調査の認可及び確認状況

(単位:件)

年度	認可件数	実施件数
30年度	20	16
元年度	2	2
2年度	1	1

○国民年金等事務取扱交付金の交付状況

■法定受託事務に係る交付金

	30年度		元年度		2年度	
	市町村数	交付額(千円)	市町村数	交付額(千円)	市町村数	交付額(千円)
徳島県	24	128,334	24	120,324	24	150,873
香川県	17	141,483	17	132,363	17	145,956
愛媛県	20	218,068	20	201,655	20	249,952
高知県	34	139,771	34	131,672	34	141,381
計	95	627,656	95	586,014	95	688,162

■協力・連携事務に係る交付金

	30年度		元年度		2年度	
	市町村数	交付額(千円)	市町村数	交付額(千円)	市町村数	交付額(千円)
徳島県	24	27,956	24	18,482	24	26,094
香川県	17	35,978	17	28,639	17	39,667
愛媛県	20	64,574	20	47,429	20	60,483
高知県	34	33,161	34	18,320	34	27,354
計	95	161,669	95	112,870	95	153,598

○年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の交付状況

■法定受託事務に係る交付金

	30年度		元年度(施行初年度)		2年度	
	市町村数	交付額(千円)	市町村数	交付額(千円)	市町村数	交付額(千円)
徳島県			24	1,093	23	2,711
香川県			16	655	15	1,368
愛媛県			20	2,225	19	3,269
高知県			34	713	29	2,568
計			94	4,686	86	9,916

■協力・連携事務に係る交付金

	30年度		元年度(施行初年度)		2年度	
	市町村数	交付額(千円)	市町村数	交付額(千円)	市町村数	交付額(千円)
徳島県			24	4,233	24	445
香川県			16	1,959	15	260
愛媛県			20	6,793	19	785
高知県			34	3,914	28	302
計			94	16,899	86	1,792

■特別事情分に係る交付金

	30年度		元年度(施行初年度)		2年度	
	市町村数	交付額(千円)	市町村数	交付額(千円)	市町村数	交付額(千円)
徳島県					3	957
香川県					7	878
愛媛県					13	2,508
高知県					6	1,574
計					29	5,917

○日雇特例被保険者の適用及び徴収に係る交付金の交付状況等

■事務指定市町村数 (単位:市町村)

年度	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	計
30年度	6	0	0	3	9
元年度	6	0	0	3	9
2年度	6	0	0	3	9

■交付金の状況

	30年度			元年度			2年度		
	市町村数	手帳交付等件数	交付額(円)	市町村数	手帳交付等件数	交付額(円)	市町村数	手帳交付等件数	交付額(円)
徳島県	5	9	774	5	8	691	5	9	778
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	2	14	1,206	2	11	955	2	11	955
計	7	23	1,980	7	19	1,646	7	20	1,733

○社会保険労務士会員数

(単位:人)

	30年度		元年度		2年度	
	会員数	法人数	会員数	法人数	会員数	法人数
徳島県	184	6	184	7	186	7
香川県	284	8	290	9	290	9
愛媛県	363	17	360	18	362	22
高知県	186	2	183	3	187	5
計	1,017	33	1,017	37	1,025	43

○年金委員数

(単位:人)

	30年度			元年度			2年度		
	職域型	地域型	計	職域型	地域型	計	職域型	地域型	計
徳島県	1,128	21	1,149	1,139	23	1,162	1,128	22	1,150
香川県	2,380	71	2,451	2,332	71	2,403	2,449	78	2,527
愛媛県	2,529	65	2,594	2,474	74	2,548	2,499	83	2,582
高知県	1,260	13	1,273	1,242	16	1,258	1,218	16	1,234
計	7,297	170	7,467	7,187	184	7,371	7,294	199	7,493

【年金審査課】

○訂正請求の受付・処理状況

	30年度			元年度			2年度		
	国民年金	厚生年金保険	計	国民年金	厚生年金保険	計	国民年金	厚生年金保険	計
受付件数	4	(0) 17	21	5	(0) 65	70	7	(1) 55	62
処理件数	5	(0) 22	27	3	(0) 66	69	6	(1) 53	59
四国厚生支局で処理	5	(0) 14	19	2	(0) 11	13	6	(1) 10	16
訂正決定	1	(0) 4	5	0	(0) 5	5	1	(0) 3	4
不訂正決定	4	(0) 9	13	2	(0) 7	9	5	(1) 7	12
請求却下	0	(0) 1	1	0	(0) 0	0	0	(0) 0	0
日本年金機構で記録訂正	0	(0) 4	4	0	(0) 50	50	0	(0) 39	39
訂正請求の取下げ等	0	(0) 4	4	1	(0) 5	6	0	(0) 4	4

・()内は、脱退手当金の件数を再掲したものです。

・訂正決定の件数は、請求内容の一部について訂正決定した事案を含みます。

【健康福祉課】

○各種養成施設等の指定(認定)状況

(単位:数)

	30年度	元年度	2年度
管理栄養士養成施設	0	1	0
栄養士養成施設	0	1	0
科目確認大学等(社会福祉士)	0	0	0
介護福祉士養成学校	0	0	0
福祉系高等学校等	0	0	0
あ・は・き 養成施設	0	0	0

○財産処分の処理状況

(単位:件)

年度	承認	包括承認事項	計
30年度	18	18	36
元年度	13	43	56
2年度	23	23	46

○民生委員数の状況

(単位:人数)

年度	民生委員数	主任児童委員数
30年度	9,242	982
元年度	9,200	982
2年度	9,211	980

○医療観察法の移送状況

(単位:件)

年度	入院決定 (移送)	通院決定	不処遇	計
30年度	5	1	1	7
元年度	6	2	0	8
2年度	8	2	2	12

○医師少数区域等で勤務した医師の認定状況

(単位:件)

年度	件数
2年度	13

○補助金等の交付決定状況

(単位:円)

補助金等名称	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	件数	交付決定額	件数	交付決定額	件数	交付決定額
結核医療費負担金	11	32,545,006	0	45,002,778	11	49,810,902
結核医療費補助金	12	4,271,011	11	4,357,273	11	4,121,133
原爆被爆者健康診断費交付金	7	9,230,549	8	8,608,945	8	9,197,728
原爆被爆者手当交付金	8	521,035,122	8	467,278,780	8	429,142,362
原爆被爆者葬祭料交付金	6	19,794,663	8	24,314,122	7	22,174,988
児童扶養手当給付費負担金	84	5,900,466,818	109	7,325,096,724	84	5,598,152,383
児童入所施設措置費等負担金	64	4,179,117,022	68	4,196,006,939	79	4,370,499,428
特別児童扶養手当事務取扱交付金	184	34,005,814	188	32,454,227	184	33,437,599
特別障害者手当等給付費負担金	84	1,231,853,368	96	1,222,309,701	84	1,219,760,898
婦人保護事業費負担金	8	38,745,211	8	36,143,554	8	34,489,536
婦人相談所運営費負担金	8	970,525	8	1,054,865	8	898,520
婦人保護事業費補助金	6	25,783,004	6	23,978,745	6	24,552,584
保健衛生施設等施設整備費補助金	2	192,000	3	16,441,000	5	29,226,000
保健衛生施設等設備整備費補助金	30	24,416,000	54	46,672,000	17	46,561,000
保健衛生施設等災害復旧費補助金	3	20388000	0	0	0	0
社会福祉施設等施設整備費補助金	30	528,144,000	38	1,481,456,000	30	1,430,217,000
社会福祉施設等災害復旧費補助金	6	49,597,000	6	33,647,000	5	296,154,000
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	37	130,373,000	36	377,038,000	47	317,594,000
地域介護・福祉空間整備推進交付金	0	0	0	0	0	0
次世代育成支援対策施設整備交付金	15	344,103,000	9	116,463,000	10	271,771,000
保育所等整備交付金	48	1,912,905,000	68	3,135,139,000	21	1,519,471,000
計	653	15,007,936,113	732	18,593,462,653	633	15,707,232,061

【地域包括ケア推進課】

○地域包括ケア推進本部会議の開催状況

年度	開催状況	備考
30年度	3回	第1回 平成30年6月開催
		第2回 平成30年12月開催
		第3回 平成31年3月開催
元年度	3回	第1回 令和元年6月開催
		第2回 令和元年10月開催
		第3回 令和2年3月開催（文書による）
2年度	2回	第1回 令和2年8月開催
		第2回 令和3年3月開催

○認知症ブロック会議・認知症セミナーの開催状況

年度	開催場所	備考
30年度	高松市	平成30年10月開催
元年度	岡山市	令和元年8月開催
2年度	高松市	令和2年11月開催

○セミナー等への参加状況（認知症関係以外）

（単位：回）

年度	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	その他	合計
30年度	4	16	2	5	2	29
元年度	6	17	0	4	4	31
2年度	1	12	1	0	19	33

○セミナー等への参加状況（認知症関係）

（単位：回）

年度	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	その他	合計
30年度	2	4	6	2	0	14
元年度	1	6	5	0	3	15
2年度	0	1	2	1	6	10

【保険年金課】

○健康保険組合の認可等状況

(単位:件)

年度	規約改正等の認可	届出等の受理	大臣への提出書類の経由	公法人証明、印鑑証明等
30年度	15	98	279	65
元年度	27	115	326	44
2年度	8	86	308	86

○全国健康保険協会の認可等状況

(単位:件)

年度	立入検査等の認可
30年度	3
元年度	2
2年度	0

○確定給付企業年金、確定拠出年金の承認等状況

■確定給付企業年金

(単位:件)

年度	規約改正等の承認等	届出等の受理	大臣への提出書類の経由	公法人証明、印鑑証明等
30年度	49	457	68	61
元年度	30	464	22	72
2年度	20	422	28	63

■確定拠出年金

(単位:件)

年度	規約改正等の承認	届出等の受理
30年度	54	157
元年度	59	166
2年度	27	292

【管理課】

○国民健康保険の保険者等の指導監査状況

(単位:件)

年度	県	市町村	国保組合	国保連合会	計
30年度	4	4	0	2	10
元年度	4	4	0	2	10
2年度	4	4	0	2	10

○後期高齢者医療保険の保険者等の指導監査状況

(単位:件)

年度	県	市町村	広域連合	国保連合会	計
30年度	4	4	4	2	14
元年度	4	4	4	2	14
2年度	4	4	4	2	14

○社会保険診療報酬支払基金支部の指導状況

(単位:件)

年度	件数
30年度	2
元年度	1
2年度	1

【医療課】

○特定機能病院の立入検査状況

(単位:件)

年度	立入検査
30年度	4
元年度	4
2年度	4

○保険医療機関等に係る特定共同指導等の実施状況

(単位:件)

年度	特定共同指導	共同指導
30年度	0	12
元年度	2	5
2年度	0	0

【調査課】

○行政文書の開示請求状況(医療指導部門)

(単位:件)

年度	処理件数
30年度	82
元年度	81
2年度	56

○医療指導部門における訴訟対応状況

(単位:件)

年度	処理件数
30年度	0
元年度	0
2年度	0

【指導監査課・各県事務所(徳島、愛媛、高知)】

○保険医療機関等の指導状況

■医科・病院 (単位:件)

年度	県別	新規個別指導	集団指導	集団的個別指導	個別指導
30年度	徳島	1	19	8	3
	香川	0	11	4	5
	愛媛	0	23	10	4
	高知	0	9	10	4
	計	1	62	32	16
元年度	徳島	0	2	4	4
	香川	1	3	5	4
	愛媛	0	3	6	5
	高知	0	1	3	5
	計	1	9	18	18
2年度	徳島	0	3	0	0
	香川	0	2	0	0
	愛媛	0	3	0	0
	高知	0	2	0	0
	計	0	10	0	0

■医科・診療所 (単位:件)

年度	県別	新規個別指導	集団指導	集団的個別指導	個別指導
30年度	徳島	8	105	31	19
	香川	5	99	27	15
	愛媛	16	161	47	27
	高知	3	65	23	10
	計	32	430	128	71
元年度	徳島	9	44	29	15
	香川	11	68	27	19
	愛媛	13	102	50	29
	高知	4	38	20	15
	計	37	252	126	78
2年度	徳島	10	36	0	16
	香川	11	69	0	14
	愛媛	11	63	0	11
	高知	5	33	0	14
	計	37	201	0	55

■ 歯科

(単位:件)

年度	県別	新規個別指導	集団指導	集団の個別指導	個別指導
30年度	徳島	9	71	30	14
	香川	7	10	21	13
	愛媛	4	95	54	30
	高知	1	55	28	15
	計	21	231	133	72
元年度	徳島	5	27	31	11
	香川	8	37	35	20
	愛媛	7	29	50	27
	高知	3	21	22	15
	計	23	114	138	73
2年度	徳島	12	26	0	2
	香川	9	46	0	1
	愛媛	8	47	0	3
	高知	2	10	0	3
	計	31	129	0	9

■ 薬局

(単位:件)

年度	県別	新規個別指導	集団指導	集団の個別指導	個別指導
30年度	徳島	12	63	31	15
	香川	10	76	41	21
	愛媛	17	90	47	23
	高知	7	64	30	12
	計	46	293	149	71
元年度	徳島	10	38	31	15
	香川	17	61	42	21
	愛媛	17	56	46	22
	高知	10	36	16	14
	計	54	191	135	72
2年度	徳島	13	42	0	16
	香川	14	69	0	21
	愛媛	7	54	0	22
	高知	10	42	0	15
	計	44	207	0	74

○指定訪問看護事業者の指導状況

(単位:件)

年度	県別	集団指導	個別指導
30年度	徳島	9	0
	香川	10	0
	愛媛	9	0
	高知	9	0
	計	37	0
元年度	徳島	9	0
	香川	13	0
	愛媛	14	0
	高知	4	0
	計	40	0
2年度	徳島	7	0
	香川	12	0
	愛媛	21	0
	高知	6	0
	計	46	0

○柔道整復師の指導状況

(単位:件)

年度	県別	集団指導	個別指導
30年度	徳島	23	0
	香川	34	0
	愛媛	35	0
	高知	18	0
	計	110	0
元年度	徳島	32	0
	香川	11	3
	愛媛	27	0
	高知	6	1
	計	76	4
2年度	徳島	16	0
	香川	10	0
	愛媛	26	0
	高知	6	0
	計	58	0

○施設基準等の調査状況

(単位:件)

年度	県別	医科・病院	医科・診療所	歯科	薬局
30年度	徳島	56	0	0	0
	香川	45	0	0	0
	愛媛	71	0	0	0
	高知	64	0	0	0
	計	236	0	0	0
元年度	徳島	56	0	0	0
	香川	47	0	0	0
	愛媛	71	0	0	0
	高知	63	1	0	0
	計	237	1	0	0
2年度	徳島	0	0	0	0
	香川	1	0	0	0
	愛媛	0	0	0	0
	高知	0	0	0	0
	計	1	0	0	0

○保険医療機関等の指定及び保険医等の登録状況

■保険医療機関等の指定状況

(単位:件)

年度	県別	医科	歯科	薬局
30年度	徳島	734	454	381
	香川	795	502	508
	愛媛	1,190	717	581
	高知	574	376	381
	計	3,293	2,049	1,851
元年度	徳島	724	453	383
	香川	786	498	522
	愛媛	1,163	701	581
	高知	559	373	373
	計	3,232	2,025	1,859
2年度	徳島	710	452	382
	香川	788	496	527
	愛媛	1,147	701	585
	高知	551	366	379
	計	3,196	2,015	1,873

■指定訪問看護事業者の指定状況

年度	県別	件数
30年度	徳島	95
	香川	111
	愛媛	165
	高知	73
	計	444
元年度	徳島	96
	香川	114
	愛媛	183
	高知	78
	計	471
2年度	徳島	98
	香川	118
	愛媛	186
	高知	82
	計	484

■保険医等の登録状況

(単位:件)

年度	県別	医師	歯科医師	薬剤師
30年度	徳島	3,288	992	2,357
	香川	3,496	867	2,738
	愛媛	4,798	1,075	2,978
	高知	2,800	598	2,179
	計	14,382	3,532	10,252
元年度	徳島	3,317	995	2,402
	香川	3,534	883	2,811
	愛媛	4,865	1,088	3,046
	高知	2,851	600	2,213
	計	14,567	3,566	10,472
2年度	徳島	3,319	992	2,445
	香川	3,580	880	2,872
	愛媛	4,914	1,093	3,140
	高知	2,860	598	2,257
	計	14,673	3,563	10,714

■柔道整復師(施術所)の申出状況

年度	県別	件数
30年度	徳島	303
	香川	412
	愛媛	375
	高知	211
	計	1,301
元年度	徳島	302
	香川	409
	愛媛	373
	高知	211
	計	1,295
2年度	徳島	300
	香川	407
	愛媛	375
	高知	210
	計	1,292

■はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧師(施術所)の申出状況

年度	県別	件数
30年度	徳島	134
	香川	180
	愛媛	258
	高知	103
	計	675
元年度	徳島	135
	香川	215
	愛媛	273
	高知	105
	計	728
2年度	徳島	143
	香川	252
	愛媛	318
	高知	113
	計	826

【社会保険審査官室】

○審査請求の受付・処理状況

【受付】（単位：件）

年度	受付
30年度	207
元年度	169
2年度	93

【処理】（単位：件）

年度	処理	取り下げ	移送	計
30年度	199	24	2	225
元年度	152	13	0	165
2年度	89	12	1	102

【麻薬取締部】

○不正薬物の取締状況

年	検挙件数	検挙人員
30年	54	60
元年	45	48
2年	57	61

○許認可件数状況

年	麻薬関係	向精神薬関係	麻薬向精神薬 原料関係	覚醒剤・ 大麻関係	けし	計
30年	206	2	6	0	1	215
元年	30	5	6	0	1	42
2年	22	6	4	0	1	33

○立入検査状況

(単位:件)

年	麻薬関係	向精神薬関係	覚せい剤関係	計
30年	104	103	101	308
元年	62	63	49	174
2年	41	38	20	99

○薬物乱用防止教室等講演状況

年	講演回数	受講者数
30年	23	4,111
元年	33	6,452
2年	15	2,834

3 管内の主な関係法人・団体

- | | |
|---------|---|
| 【健康福祉課】 | ○養成施設・学校一覧
【栄養士・管理栄養士】
【社会福祉士】
【介護福祉士】
【あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師】 |
| 【保険年金課】 | ○健康保険組合一覧
○全国健康保険協会支部一覧 |
| 【管理課】 | ○国民健康保険団体連合会一覧
○後期高齢者医療広域連合一覧
○社会保険診療報酬支払基金支部一覧 |
| 【医療課】 | ○特定機能病院一覧 |

○養成施設・学校一覧

【栄養士・管理栄養士】

(令和3年3月末現在)

番号	県名	名 称	設 置 者	栄養士		管理栄養士	
				入学 定員	修業 年限	入学 定員	修業 年限
				昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
[管理栄養士]							
1	徳島県	徳島大学医学部医科栄養学科	国立大学法人 徳島大学			50	4
2	徳島県	徳島文理大学人間生活学部食物栄養学科	(学)村崎学園			90	4
3	徳島県	四国大学生生活科学部管理栄養士養成課程	(学)四国大学			70	4
4	高知県	高知県立大学健康栄養学部健康栄養学科	高知県公立大学法人			40	4
5	高知県	高知学園大学管理栄養学科	(学)高知学園			70	4
[栄養士]							
1	徳島県	四国大学短期大学部 人間健康科食物栄養専攻	(学)四国大学	35	2		
2	徳島県	徳島文理大学短期大学部 生活科学科食物専攻	(学)村崎学園	40	2		
3	香川県	香川短期大学 生活文化学科食物栄養専攻	(学)尽誠学園	50	2		
4	愛媛県	今治明德短期大学 ライフデザイン学科食物栄養コース	(学)今治明德学園	30	2		
5	愛媛県	松山東雲短期大学 食物栄養学科	(学)松山東雲学園	80	2		

【社会福祉士】(科目等確認大学)

※ 「科目等確認大学」とは、社会福祉に関する科目を定める省令の規定に基づき、開講科目（実習演習科目）について、諸要件を満たしていることを確認した大学等です。

(令和3年3月末現在)

番号	県名	名 称	設 置 者	入 学 定 員	修 業 年 限
				昼 間	
1	徳島県	専門学校穴吹福祉医療カレッジこども・社会福祉学科	(学)穴吹学園	30	3
2	徳島県	徳島文理大学保健福祉学部人間福祉学科	(学)村崎学園	30	4
3	徳島県	徳島大学歯学部口腔保健学科	国立大学法人 徳島大学	15	4
4	香川県	四国学院大学社会福祉学部社会福祉学科	(学)四国学院	80	4
5	愛媛県	河原医療福祉専門学校社会福祉メディカルソーシャル科社会福祉士コース	(学)河原学園	15	3
6	愛媛県	河原医療福祉専門学校社会福祉メディカルソーシャル科精神保健福祉士コース		15	3
7	愛媛県	松山大学人文学部社会学科社会福祉士課程	(学)松山大学	26	4
8	愛媛県	聖カタリナ大学人間健康福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻	(学)聖カタリナ学園	40	4
9	愛媛県	聖カタリナ大学人間健康福祉学部社会福祉学科介護福祉専攻		20	4
10	愛媛県	松山東雲女子大学人文学部心理子ども学科	(学)松山東雲学園	20	4
11	高知県	龍馬看護ふくし専門学校福祉保育学科社会福祉士受験資格取得コース	(学)龍馬学園	20	3
12	高知県	高知福祉専門学校社会福祉学科	(学)すみれ学園	40	3
13	高知県	高知県立大学社会福祉学部社会福祉学科	高知県公立大学法人	70	4

【介護福祉士】(福祉系高校及び特例高校を含む)

(令和3年3月末現在)

令和5年3月末現在

番号	県名	名 称	設 置 者	入学 定員	修業 年限	入学 定員	修業 年限
				昼 間		夜 間	
[養成学校]							
1	徳島県	四国大学短期大学部 人間健康科介護福祉専攻	(学)四国大学	35	2		
2	香川県	香川短期大学 生活文化学科生活介護福祉専攻課程	(学)尽誠学園	40	2		
3	愛媛県	今治明德短期大学 ライフデザイン学科介護福祉コース	(学)今治明德学園	40	2		
4	愛媛県	聖カタリナ大学人間健康福祉学部 社会福祉学科介護福祉専攻	(学)聖カタリナ学園	20	4		
5	高知県	高知県立大学社会福祉学部 社会福祉学科介護福祉課程	高知県公立大学法人	30	4		
[福祉系高校]							
1	徳島県	小松島西高等学校福祉科	徳島県	30	3		
2	香川県	高松南高等学校福祉科	香川県	30	3		
3	愛媛県	松山城南高等学校福祉科	(学)松山学院	40	3		
4	愛媛県	川之石高等学校総合学科・福祉サービス系列	愛媛県	25	3		
[特例高校]							
1	徳島県	鳴門渦潮高等学校総合学科生活福祉系列	徳島県	16	3		
2	香川県	飯山高等学校総合学科・福祉系列	香川県	27	3		
3	愛媛県	北条高等学校総合学科・生活福祉系列	愛媛県	26	3		
4	愛媛県	新居浜南高等学校総合学科・福祉サービス系 列	愛媛県	24	3		

【あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師】

(令和3年3月末現在)

番号	県名	学 校 名	設 置 者	あんま、はり、きゅう			
				入学 定員	修業 年限	入学 定員	修業 年限
				昼 間		夜 間	
1	香川県	四国医療専門学校	(学)大麻学園	30	3		

○健康保険組合一覧

(令和3年3月末現在)

組 合 名 称	郵便番号	所 在 地
阿波銀行健康保険組合	770-0901	徳島市西船場町2-24-1
大塚製薬健康保険組合	771-0284	板野郡北島町高房字居内1-1
徳島大正銀行健康保険組合	770-0931	徳島市富田浜1-16
四国電力健康保険組合	760-0033	高松市丸の内2-5
百十四銀行健康保険組合	760-0050	高松市亀井町5-1
大倉工業健康保険組合	763-8508	丸亀市中津町1515
神島化学健康保険組合	769-1103	三豊市詫間町香田80
四電工健康保険組合	761-8565	高松市花ノ宮町2-3-9
タダノ健康保険組合	761-0185	高松市新田町甲34
香川銀行健康保険組合	760-8576	高松市亀井町6-1
四国地区信用金庫健康保険組合	760-0027	高松市紺屋町2-6
伊予銀行健康保険組合	790-0003	松山市三番町4-12-1
住友共同電力健康保険組合	792-0002	新居浜市磯浦町16-5
愛媛銀行健康保険組合	790-0874	松山市南持田町27-1
井関農機健康保険組合	799-2692	松山市馬木町700
大王製紙健康保険組合	799-0403	四国中央市三島朝日2-12-45
来島どつく健康保険組合	799-2203	今治市大西町新町甲945
帝人グループ健康保険組合	791-8530	松山市北吉田町77
三浦グループ健康保険組合	799-2696	松山市堀江町7
四国銀行健康保険組合	780-0833	高知市南はりまや町1-1-1
高知銀行健康保険組合	780-0834	高知市堺町2-24
キタムラ健康保険組合	780-0870	高知市本町4-1-16
近森会健康保険組合	780-0056	高知市北本町1-1-28 近森病院管理棟2階

○全国健康保険協会 支部一覧

(令和3年3月末現在)

協 会 支 部 名 称	郵便番号	所 在 地
全国健康保険協会 徳島支部	770-8541	徳島市沖浜東3-46 Jビル西館1階
全国健康保険協会 香川支部	760-8564	高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル7階
全国健康保険協会 愛媛支部	790-8546	松山市千舟町4-6-3 アヴァンサ千舟1階
全国健康保険協会 高知支部	780-8501	高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル6階

○国民健康保険団体連合会一覧

(令和3年3月末現在)

県名	名称	所在地
徳島県	徳島県国民健康保険団体連合会	徳島市川内町平石若松78-1
香川県	香川県国民健康保険団体連合会	高松市福岡町2-3-2
愛媛県	愛媛県国民健康保険団体連合会	松山市高岡町101-1
高知県	高知県国民健康保険団体連合会	高知市丸ノ内2-6-5

○後期高齢者医療広域連合一覧

(令和3年3月末現在)

県名	名称	所在地
徳島県	徳島県後期高齢者医療広域連合	徳島市川内町平石若松78-1
香川県	香川県後期高齢者医療広域連合	高松市福岡町2-3-2
愛媛県	愛媛県後期高齢者医療広域連合	松山市北条辻6番地
高知県	高知県後期高齢者医療広域連合	高知市丸ノ内2-4-1

○社会保険診療報酬支払基金支部一覧

(令和3年3月末現在)

県名	支部名	所在地
徳島県	社会保険診療報酬支払基金徳島支部	徳島市末広2-1-25
香川県	社会保険診療報酬支払基金香川支部	高松市朝日町2-17-3
愛媛県	社会保険診療報酬支払基金愛媛支部	松山市六軒家町2-13
高知県	社会保険診療報酬支払基金高知支部	高知市神田593

○特定機能病院一覧

(令和3年3月末現在)

県名	施 設 名	開 設 者	所 在 地	医療法許可病床数					
				精神	感染	結核	療養	一般	総数
徳島県	徳島大学病院	国立大学法人	徳島市蔵本町2丁目50番地の1	41	8			643	692
香川県	香川大学医学部附属病院	国立大学法人	木田郡三木町大字池戸1750番地1	26				587	613
愛媛県	愛媛大学医学部附属病院	国立大学法人	東温市志津川454	40	2			602	644
高知県	高知大学医学部附属病院	国立大学法人	南国市岡豊町小蓮185番地1	30				583	613
計	4施設	—	—	137	10	0	0	2,415	2,562

